

# 千早赤阪村

## 暮らしの便利帳 2025



千早赤阪村 株式会社サイネックス

千早赤阪村  
ガイド

防災・救急

届出・証明

税金

保険・年金

福祉・健康

子育て・  
教育

水道・  
下水道

生活・環境

相談

千早赤阪村役場へのお問い合わせ

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

**TEL 0721-72-0081**(代表)

千早赤阪村  
ホームページ

<https://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/>

千早赤阪村公式LINE



千早赤阪村  
公式Instagram



「千早赤阪村 暮らしの便利帳」は地域の各団体および事業者の広告収入により全世帯に無償で配布することができます。

どうぞ、自分たちの家という感覚で、心ゆくまで、お別れの時をお過ごしください。

花仙美山ホール 45台収容  
駐車場完備



■生花祭壇



■白木祭壇



■白木祭壇

花仙葬祭ではもしもに備えて、

事前相談を行っています。



●お葬式って、全部でいくらかかるの？ ●「もしも」の時、家計をすくえたいの？ ●お葬式の後、しなやかになんてやっていいの？

会員募集 「せんの会」が誕生しました。  
詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

ゆとりと安心を実現  
小さな負担で大きな安心



富田林市指定  
市営葬儀取扱店  
大阪葬祭事業  
協同組合加盟

株式会社 花仙葬祭

〒584-0033 大阪府富田林市富田林町24-17  
〒584-0037 大阪府富田林市宮甲田町13-8

TEL 0721-23-2238

FAX 0721-24-9687  
TEL 0721-23-3342

家族に負担を残さないお墓  
永代供養付き

樹木葬さくら

パンフレット  
無料送付  
電話または  
インターネットで  
受付中

いつでもお気軽にご相談を！  
「遠方のお参りの悩み」は  
お墓の移転で解決!!

この先、お墓をどうしよう...  
●費用はどのくらい？  
●何から始めればよい？  
●どんな手続きが必要？



- 1 樹木葬が選ばれている理由
- 2 埋葬人数制限がありません
- 3 合祀されず、ずっと個別で  
ご家族だけで眠れます
- 4 維持管理費が不要
- 5 生前にお申込みができます
- 6 年一回 合同供養祭を行い  
永代供養いたします

樹木葬プラン

1区画

好評受付中 46万円~ (税込)

お墓の引越し！  
全国  
無料見積  
(一部経費を除く)

こんなお墓の引越しに関わる  
不安や心配を 安心に！  
墓石ごと引越すことや、  
故郷のお墓を撤去して、  
当霊園に新たに墓石を建立し、  
ご遺骨を移すことも可能です。  
お気軽にお問い合わせください。

— 大切な人を想う場所 —  
千早赤阪メモリアルパーク

0721-72-1160  
(電話受付9:00~17:00/水曜定休)



(霊園概要) ●所在地/大阪府南河内郡千早赤阪村水分851 ●経営管理/公益  
財団法人エターナリカ ●総面積/72,000㎡ ●総区画/約5,800区画 ●許認  
可/墓地経営許可、大阪府指令環衛第148-7号



松本工務店



matsukou

0721-53-4982



ご予約承り中

イベント・お祭り・会議

研修・セミナー・忘年会

歓送迎会 etc

マザーズキッチン

南河内郡千早赤阪村小吹 68-827



公式 LINE 登録 (お弁当のご注文は)

←こちらから

マザーズキッチン  
手作りの  
お弁当





## ライフサイクルインデックス

LIFE CYCLE INDEX

P10. 出生届  
P13. 国民健康保険  
P22. 母子健康手帳  
P22. 妊婦健康診査

P23. 予防接種  
P23. 子育て支援  
P23. 医療費助成制度  
P24. 認定こども園

P24. 放課後児童健全育成事業(学童保育)  
P25. 小学校・中学校  
P25. 就学援助制度

誕生



育児



教育



P12. 税金  
P13. 国民健康保険  
P17. 国民年金  
P18. 大人の健康

P25. 社会教育施設一覧  
P26. 上水道  
P27. 下水道  
P28. ごみ

生活



結婚



成人



P9. 住民票  
P10. 戸籍  
P10. 婚姻届

P13. 国民健康保険  
P17. 国民年金

老後



P14. 介護保険  
P16. 後期高齢者医療制度  
P17. 国民年金  
P21. 高齢者福祉サービス

緊急時



P7. 防災・救急

広告

広告

信頼と実績



株式会社

千福建設

建築の事ならおまかせ下さい!

建築はもとより、土木工事他あらゆる分野に精通し今を造って創造します。



南河内郡千早赤阪村東阪179

☎(0721)72-0927



toto class

トトクラス株式会社

—住む人が自分らしく  
ありのまま自由に過ごせる空間を—

新築工事・リフォーム工事・外構工事  
解体工事・不動産売買・賃貸・仲介  
富田林市喜志町 2-3-16 D&M ビル 1 階

TEL 0721-69-8988

トトクラス 富田林



広告

仙前に  
花一輪の  
心がけ



墓地・墓石 づくり 百有余年

(南大阪霊園、やすらぎ霊園 龍泉寺霊園、富田林霊園 ご指定)



福田石材工業株式会社

代表取締役 筒井 啓介

取締役 筒井 京子

☎ 0120-23-1114

本店 富田林市 南大伴町 1丁目3番25号

堺店 堺市 東区日置荘田中町 (高松墓地前)

富田林市 福田石材工業 検索



# 私たちが暮らす 村の概要

About the Chihaya Akasaka

広告

人口・世帯数

(令和7年8月末日時点)

人口 4,559人 世帯数 2,203世帯

## 一般貨物運送業



株式会社 共進商事

代表取締役 武田 利明

(本社) 河南町中548

☎ 93-8000

FAX 93-8288

(営業所) 河南町神山453

☎ 93-8060

FAX 93-8060



NEW MOTORS

注文販売・在庫販売どちらも承っております。  
とっておきの一台をあなたに。



車の各種メンテナンスはもちろん、保証等も  
一貫してこちらでサポートいたします。

富田林市甘南備915-1

☎ (0721) 69-6055



## 地勢

千早赤阪村は大阪府の南東部に位置し、金剛・葛城山地の主峰金剛山(標高1,125m)を隔てて奈良県御所市、五條市と隣接しています。面積は37.30km<sup>2</sup>で、大阪市内中心部までは直線距離で20~25kmに位置しています。

昭和31年9月30日に千早村と赤阪村が合併して、現在の千早赤阪村は生まれました。

大阪唯一の村、千早赤阪村は都市近郊で自然が多く、四季折々の表情を見せてくれます。

特に冬の金剛山には、多くの登山客が訪れ、1年で最も寒くなる1月から2月にかけて山頂付近は、しばしば「樹氷」で白く染まり、自然が生み出す芸術を楽しむことができます。

千早赤阪村は、心やすらぐ場所として多くの人に親しまれています。

千早赤阪村

## 村章



中央は村の象徴である金剛山で発展向上を示し、外輪は村訓である「和」を表現したものです。また、千早村と赤阪村の調和と発展を願い、千早の頭文字Cと赤阪の頭文字Aを図案化したものです。(昭和41年1月制定)

## やまゆり(花)



## くすのき(木)



## 村民憲章

わたくしたち村民は、金剛山の古い歴史と美しい自然の中に生きることを誇りとし、心と力をひとつにして魅力ある千早赤阪村をつくるため、この憲章を定めます。

- わたくしたち村民は、金剛山の峰々の緑を愛し、樹木を育て、恵まれた自然の環境を守りましょう。
- わたくしたち村民は、金剛山の谷間より流れる菊水の恩恵を感謝し、みんなのために、清潔な川であるよう心がけましょう。
- わたくしたち村民は、金剛山の里にある文化遺産を尊び、歴史を正しく理解し文化の創造につとめましょう。
- わたくしたち村民は、金剛山のふもとに広がる果樹園芸をより盛んにし、産業の振興発展にげきみしましょう。
- わたくしたち村民は、たがいに助け合い、金剛山を訪れる人々にあたたかい気持ちで接し、みんなで和を広げましょう。

広告

## 富田林運送株式会社

TONDABAYASHI TRANSPORT CO., LTD.

《トラック配車事務(運行管理)》夜勤なし! 昼勤のみのお仕事!! 増員募集!



千早赤阪村大字森屋584-1 ☎ 0721-70-3666



人と人とのつながりを大切に  
株式会社 SHINEI



雨漏り・漏水補修工事

災害時緊急対応工事

大規模修繕工事/建物診断

住 まいのことならお任せください!

＼まずはお気軽にお問い合わせください／

☎ 0721-26-9770 河南町大字加納 231-3



金剛ふるさとバス  
(コミュニティバス)

南海バス  
(路線バス)

千早線A

小深線

白木線

小吹台団地線

千早線B

## 千早赤阪村

# バスマップ



南海バス株式会社  
(河内長野営業所)  
☎ 0721-53-9043



金剛ふるさとバス  
富田林市まちづくり部  
交通政策室  
☎ 0721-25-1000(代)

千早赤阪村コミュニティバス  
千早赤阪村総務部  
総務政策課  
0721-72-0081



近鉄タクシー株式会社  
(富田林・河内長野エリア)  
☎ 0570-06-9001

大阪第一交通株式会社  
(富田林・河内長野エリア)  
☎ 0721-53-2753

廣告

**車検 整備 鈑金  
新車 中古車 販売**

近畿運輸局認証整備工場

# 奥野モータース

河南町寛弘寺398-6

**☎0721-93-4453**

# 河南自動車

近畿運輸局認証工場  
各種新車中古車販売  
ブリヂストン販売店  
SUZUKI代理店  
AIG損害保険  
東京海上日動火災保険

**車検**  
のことなら  
お任せください



**1975年創業。**  
**車検・点検**  
**・修理など**

**TEL.0721-93-6206**

河南町寛弘寺857-4

河南自動車

检索



## 井上自動車工業

各種自動車  
鈑金 整備 塗装



車検  
クレジット

千早赤阪村中津原22-5

☎0721-72-0277

FAX0721-72-1338

## ういと動物病院



診療時間 月 火 水 木 金 土 日

9:00~12:00 〰 〰 〰 〰 / 〰 〰

— 検査・手術・処置 —

17:00~19:30 〰 手術 〰 〰 / 〰 手術

休診日 金曜、祝日

お気軽にお問い合わせください

☎0721-23-8076

富田林市錦ヶ丘町 5-15

HPはコチラ



地元の物産が集う千早赤阪村の味わい

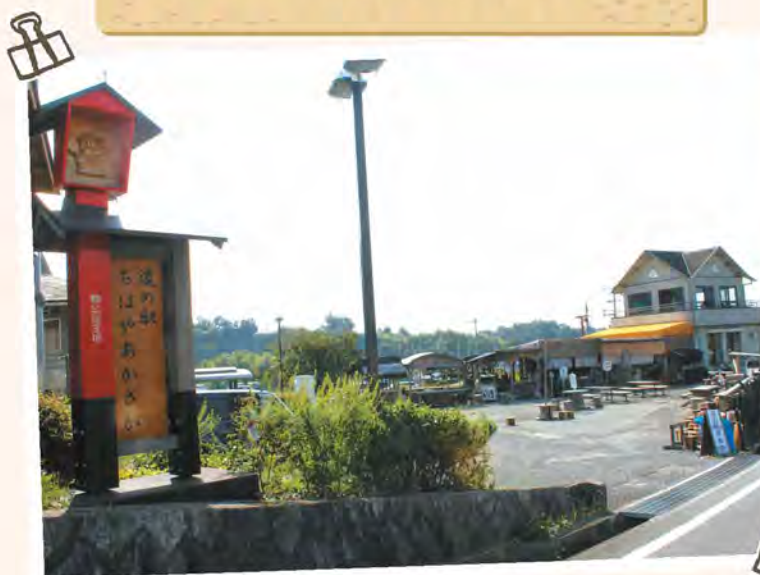
## 村の特産品の販売

千早赤阪村には、四季折々のおいしい農産物があります。

金剛山から流れる美しい水で育ったお米、野菜はとても好評です。

ぜひお買い求めください！

道の駅「ちはやあかさか」



営業内容 午前9時～午後5時  
(火曜日・年末年始は休み)

TEL 21-7557

みんなも  
来てね！

一般社団法人  
楠公史跡保存会  
オリジナルキャラクター  
「まさしげくん」



喫茶・軽食  
カタ口



50年続く老舗喫茶店 7:00~17:00(L.O.16:00) 日祝定休



千早赤阪村森屋447

☎0721-72-1079



営業時間 11:30~13:30 / 18:00~21:00  
定休日 水曜日

千早赤阪村水分 338

☎0721-72-0165



なん こう たん じょう ち

## 楠公誕生地

楠公誕生地は、平成2～3年にかけて「くすのきホール」建設に伴う発掘調査が行われ、二重の堀に囲まれた中世城館跡を確認しています。遺構の時期は14世紀頃で、楠木氏が活動していた時期と合致しているため、関連のある遺構と考えられます。遺物については縄文時代から中世にいたる遺物が出土していますが、遺物のほとんどが中世のものであり、多くの瓦器、土師器、国産陶器、輸入陶器がみられました。その多くは日用雑器でしたが、輸入陶磁器の青磁や白磁の多さが一般的な館でないことを物語っています。

現在この地には大久保利通が建立を助めて顕彰した石碑があります。その周囲には、建立当時に植えられたクスノキと大正時代にこの地を訪れた皇族お手植えのクスノキがあり、その区域は今も国有地となっています。

たけ あく まり じん じゃ  
建水分神社

起源は古く、崇神天皇5年(紀元前92)、諸国が飢えた時に池や溝をつくって農業を進めた際、金剛山麓に水の神を祀ったことに始まると伝えられており、平安時代の書物『日本三代實録』や『延喜式一神名帳一』にも社名が登場する古社です。

中世、後醍醐天皇の勅命により、楠木正成公が従来あった山下の場所から現在の山上に社殿を遷座、延元2年(1337)に神位正一位を賜ったとされています。本殿は、明治33年に大阪府の神社建築として、初めて特別保護建造物(国宝)に、昭和25年に国の重要文化財に指定されました。(通常非公開)

また、摂社の南木神社は、楠木正成公を祀る日本最古の神社で、漢川にて戦死された翌年の延元2年(1337)に創始されました。現社殿は昭和15年に官幣社建築に準じて設計再造されたものです。

▼本社・本殿



▲本社・大鳥居



▲摂社・南木神社

ふ も と み や ま  
不本見山

不本見山は「一夜のうちにできあがった山」との言い伝えがある形の秀麗な山で、神様がいらっしゃる神体山とされていました。そこには相撲を好む神様がいらっしゃるといわれ、秋祭宵宮の夜に「ヤーホ相撲」が奉納されています。

また、不本見山山頂にある不本見神社への階段を上がり手水舎奥の階段を降りたところに層塔があります。この層塔は、灯身には梵字のみならず仏像が彫られるなど大変珍しい塔ですが、凝灰岩という大変脆い材質のため保護の必要があるという意味を込めて、村指定文化財第1号となりました。



不本見神社層塔

くに し せき あか さか じょう あと しも あか さか じょう あと くすのき じょう あと かみ あか さか じょう あと ち ほや じょう あと ち ほや じょう あと  
国史跡赤坂城跡(下赤坂城跡)・楠木城跡(上赤坂城跡)・千早城跡(千早城跡)

千早赤坂村にある3つの国史跡は全て、鎌倉時代末から南北朝期に活躍した建武の中興の大忠臣・楠木正成公の築いた山城です。正成公は戦いのためには武略と智謀が重要であると考え、村全体を一つの城と見立てて戦いを繰り広げました。一番低い位置にある赤坂城跡は、太平記に出てくる最初の「赤坂城」(いわゆる下赤坂城)で、現在も残っている棚田を利用した山城です。村の中腹にある金剛山尾根上の楠木城は、下赤坂城落城後に武将・平野将監(ひらのしょうげん)を配して守らせた「赤坂城」(いわゆる上赤坂城)で、大変険しく攻め辛い山城でしたが、水の供給源を絶たれて落城しました。金剛山に最も近く尾根の頂上に立つ千早城跡は、三方を険しい谷に囲まれた自然の要塞です。水の補給源を確保し、城壁に薬人形を立て並べる奇策などを講じた、正成公の武略と智謀の結集ともいえるこの城は、太平記によると100日間にも及ぶ激しい籠城戦にもかかわらず落城しなかった山城で、この戦いが鎌倉幕府滅亡の契機をつくりました。

▼赤坂城跡石碑



▲楠木城主郭(本丸)跡から

千早城跡ジオラマ  
(村立郷土資料館展示)

広 告



株式会社 東條一作商店

厳重な品質管理!見積無料!料金から施工まで何でもご相談下さい

## 事業内容

■コンクリート製品製造業・販売 ■建築材料卸売業

## 取扱商品

■コンクリートブロック ■基礎ブロック ■パーキングブロック  
■コンクリート二次製品 ■コンクリート排水ヒューム管  
■塩ビ製品 ■土木資材 ■建設資材一式 ■L型側溝  
■U字溝 ■グレーチング ■組立人孔



千早赤坂村森屋205

☎(0721)72-1356



# 千早赤阪村周辺の医療機関



## 医院・診療所

内科・呼吸器内科・消化器内科



### 奥山診療所

| 診療時間         | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| AM9:00~12:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   |
| PM4:30~ 8:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   |

午後の受付は7:40まで

富田林市若松町2-4-6 ☎20-3222

内科 リハビリテーション科

医療法人順心会



### 前田クリニック

| 診療時間          | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 午前 9:00~12:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   |
| 午後 5:00~ 7:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   |

河南町神山269 ☎93-8850

## 眼科



### ふくだ眼科

日本眼科学会・眼科専門医 穂田さと子

| 診療時間         | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 午前9:30~12:30 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○   |
| 午後3:00~ 6:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○   |



★水曜午後3:00~5:00

さくら  
コンタクト

河内長野市西之山町8-58 2F

駐車場  
有り

☎0721-52-0880

ふくだ眼科 河内長野市

検索



## 歯科



WHITE ESSENCE

### 歯医者さんによる 医療ホワイトニング

内容：ホワイトニング材とホワイトニング専用照射器を用いて歯を白くします。費用（歯1本）：19,900円～118,800円（税込）期間・回数：（歯1本の場合）1日・1回（コースの場合）1～3ヶ月・3～5回（副作用・リスク：個人差がありますが、歯肉や歯茎に痛みが生じる場合があります。）

歯科 小児歯科 矯正歯科 知覚過敏・口腔ケア

### たき歯科医院

Tel.0721-24-6241

診療時間 9:00~12:30 14:00~19:00

※水・土は17:00まで

休診日 木・日・祝

大阪府富田林市常盤町15番11号



## 小児科



### ますみ小児科

Masumi Pediatrics

予防接種・健診 完全予約制

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ |
| 16:00~19:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

アレルギー診療 第2土曜・第4木曜 14:00~16:00（完全予約制）

富田林市小金台3-3-15

☎0721-28-5341



## 耳鼻咽喉科



### かきのこ 柿木耳鼻咽喉科

院長 日本耳鼻咽喉科学会認定 柿木 裕史

■診療時間 月 火 水 木 金 土 日

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ |
| 16:00~19:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ |

祝日は休診です

河内長野市西之山町8-58 TEL.0721-50-4649

歯科・小児歯科・歯周病予防

医療法人 廣祐会



### 平尾歯科

| 診療時間            | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 午前 9:00~午後 1:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   |
| 午後 3:00~午後 9:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   |

https://www.hiraoshika.com

河内長野市三日月町56-18 ☎81-8148

エレベーター設置にて、車いすの方も安心スムーズ

### 三谷歯科

院長 三谷 竜二

| 診療時間          | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| AM 9:00~12:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   |
| PM 3:00~ 7:30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○   |

河内長野市西代町9-1

△は訪問診療

(NTT河内長野営業所裏) ☎53-8111

## 気持ちよく眠りにつくために

### ① 寝る前にリラックスタイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましょう。



### ② 寝酒は不眠の元

寝酒は睡眠薬代わりにはなりません。少量なら麻酔作用で眠りやすくなりますが、短時間で作用が切れ、目が覚めてしまうことも。慣れると量が増えて精神的・身体的問題が起こりやすくなります。また、飲みすぎると翌朝に疲れが残るものになります。



## 薬局・薬店



### とよま薬局

どちらの医療機関の処方箋でも受付致します。  
配達も致します。

●本店 富田林市山中田町1-4-16 ☎0721-35-5883

●サンプラザ店 富田林市山中田町1-6-33 ☎0721-26-2062

(サンプラザ山中田店内)

●河南店 河南町大字寛弘寺246-2 ☎0721-90-2693

※ここは、有料広告掲載ページです。



## 防災情報

## 自治防災課・都市整備課

### 家族で防災会議を開こう！

地震や台風などの災害による被害を最小限に食い止めるためには、日ごろの備えが大切です。年に一度は家庭で防災会議を開き、家族みんなで防災対策について話し合いましょう。

- |                        |
|------------------------|
| 家族の役割分担を決める            |
| 最寄りの避難場所と避難ルートを確認する    |
| 家族が離れ離れになったときの連絡方法を決める |
| 消火器、バケツなど消火の備えをする      |
| 非常持ち出し品をチェックする         |
| 家の耐震化や家具などの固定をする       |

### 耐震診断・設計・改修・除却費の補助制度

#### 都市整備課

次の建築物について耐震診断費および木造住宅耐震設計費・耐震改修費などの一部を補助します。要件がありますので事前に相談ください。

#### 補助対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された建築物

#### 補助内容

- 耐震診断補助(限度額 5万円)
- 耐震改修設計、改修費用補助(限度額 50万円)
- 除却工事費用補助(限度額 40万円)

### 非常持ち出し袋を準備しよう！

非常持ち出し品を家族構成に合わせて必要最小限にまとめ、目に付きやすいところに置いて災害時に備えましょう。また、ときどき中身を点検して、使用期限などを確認することも大切です。避難所に避難する場合はこの袋を持っていきましょう。

#### ポイント

- 数日間(1週間程度)を目安に、軽くてコンパクトなものを選びましょう！
- 持ち出しやすいようリュック(両手が使えるように)などに入れておきましょう！

|          |                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------|
| 食料品      | 飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品など                             |
| 貴重品      | 現金(小銭)、預金通帳、印鑑、その他の重要書類                               |
| 衣類など     | 衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など                                 |
| 安全対策     | ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴など                              |
| 日用品      | 手袋(軍手)、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシなど |
| あると便利なもの | ウェットティッシュ、マスク、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具など        |
| その他      | 笛、携帯用カイロ、マイナスイオンカードや有効期限内の保険証コピーなど                    |

他にも二次持ち出し品として長期保存可能な備蓄品を備えておきましょう。地震の直後は食品の確保が十分にできません。救助活動が受けられるまでの必需品は各家庭で備えておく必要があります。被災直後の生活を支えるために、1人あたり数日間(1週間程度)の食料品や飲料水などを準備しておきましょう。水は1人あたり1日3リットルが目安です。



防災・救急

広告



# 矢倉石油店



クルマを売るのも、買うのも、揃えるのも、エーワン

## カーチェンジA1

●石油製品販売・配達

●灯油の販売・配達



●車買い取り・販売

●草刈りチェーンソー販売・修理

お気軽にご相談下さい！

千早赤阪村東阪 227-4

☎(0721)72-0502

FAX(0721)72-0070

## 》村が取り組む防災・減災事業について

- 南海トラフ地震(村域では、震度5強～6弱)で予想される避難者(避難所生活者)数は、最大時306名(平成25年に大阪府がシミュレーション)です。  
村は、それに基づき備蓄品を備えており、例えば、「簡易ベッド」「間仕切り(パーティション)テント」および「アルミ製マット」は306セット以上備えています。
- 万が一、想定を超えて避難者が発生した場合、平素から企業や他自治体との間で締結している「災害時応援協定」に基づき、緊急調達します。  
それに備え、村では協定締結企業から段ボールベッドを事前に購入し、組み立て方などを練習できるようにしています。

## 》村の避難所について

- 避難所のうち、行政などが開設する「指定避難所」は、「くすのきホール」「B&G海洋センター」「千早小吹台小学校」「多聞尚学館」「赤阪小学校」「いきいきサロンくすのき」「保健センター」の7箇所(最大収容人員数は360)です。  
おおよその目安として、旧赤阪小学校区の方は「くすのきホール」へ、旧千早小学校区の方は「B&G海洋センター」へ、小吹台地区の方は「千早小吹台小学校」へ、千早地区の方は「多聞尚学館」に避難してもらうこととなります。
- 指定避難所の他、自主防災組織が開設・運営する「地区避難所」は、森屋、二河原辺、小吹、下東阪、千早の5地区にあります。

## 》災害用伝言ダイヤル(171)について

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

**171**

をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。



## 》web171について

web171とは、災害用伝言ダイヤル(171)のインターネット版ともいえ、被災地の方々の安否情報を確認することができるサービスの一つです。

広告

車検 一般整備 钣金 新車 中古車販売  
東京海上日動火災保険代理店  
お車と保険のことなら、お任せ下さい!

有限会社 **阪神自動車工業**

千早赤阪村水分3-1

TEL **0721-72-7060**

FAX **0721-72-7282**

インターネットを経由して伝言情報(テキスト)として登録することができます。  
さらに、災害用伝言ダイヤル(171)に登録されたメッセージを確認することも可能です。

## 》土砂災害特別警戒区域内の移転・補強補助制度

土砂災害特別警戒区域内にある建築物に対し、住民自らが実施する移転対策、補強対策に対して補助制度を行っています。

### 補助対象経費

住宅の補強および土砂災害対策施設の設計・工事にかかる費用、住宅の除却などに要する費用および住宅に代わる住宅の建設・購入をするために要する資金

### 補助率および補助限度額

移転補助 自治防災課

除却費など

- 対象経費 危険住宅の除却などに要する費用1戸あたり97万5千円を限度

建設助成金

- 対象経費 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)に要する住宅ローン利子相当分費用1戸あたり421万円を限度

※建物325万円、土地96万円を限度

補強補助 都市整備課

設計費用

- 対象経費(補強設計経費)の23パーセント  
1棟あたり 最大15万4千円(設計費限度額 67万2千円)

工事費用

- 対象経費(補強工事経費)の23パーセント  
1棟あたり 最大77万2千円(設計費限度額 336万円)

※指定区域は村ホームページで確認できます。

## 》緊急連絡先・公的機関・ライフラインなど

| 名称                   | 電話番号          |
|----------------------|---------------|
| <b>行政</b>            |               |
| 千早赤阪村役場              | 0721-72-0081  |
| 大阪府庁                 | 06-6941-0351  |
| 富田林土木事務所             | 0721-25-1131  |
| 大阪管区気象台              | 06-6949-6304  |
| 富田林保健所               | 0721-23-2681  |
| <b>警察・消防</b>         |               |
| 富田林警察署               | 0721-25-1234  |
| 大阪南消防組合富田林消防署        | 0721-23-0119  |
| 大阪南消防組合富田林消防署千早赤阪出張所 | 0721-72-1755  |
| <b>ライフライン</b>        |               |
| NTT(電話の故障に関する相談)     | (市外局番なし) 113  |
| NTT(電話の新設・移転・各種相談)   | (市外局番なし) 116  |
| 関西電力羽曳野営業所           | 0800-777-8026 |
| 大阪ガス南部導管部総合受付        | 0120-394-817  |
| 大阪ガス南部導管部ガスもれ専用      | 0120-319-424  |
| <b>交通機関</b>          |               |
| 近畿日本鉄道富田林駅           | 0721-23-2014  |
| 南海電鉄河内長野駅            | 0721-52-2010  |
| 金剛ふるさとバス             | 0721-25-1000  |
| 南海バス                 | 0721-53-9043  |

## 住民票に関する届出・証明書

問 住民課

住民登録は、皆さんが千早赤阪村民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所や世帯に変更があったときは、忘れずに届出ください。

### ≫ 届出

| 届出の種類                  | いつ                                       | だれが                                                   | 届出に必要なもの                                                                                                                                                    |
|------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 転入届                    | 転入した日から14日以内                             | 本人か同一世帯員<br>または代理人<br>(親子、兄弟姉妹でも、同じ世帯でないときは委任状が必要です。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 前住所地の市区町村長が発行した転出証明書(「転入届の特例」を利用する人については、「転出証明書」は発行されていません。マイナンバーカードおよび暗証番号が必要です。)</li> </ul>                      |
| 転出届                    | あらかじめ転出前に行く。<br>できない場合は、転出してから14日以内(郵送可) |                                                       | <b>【共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 代理人の場合は委任状</li> <li>◎ 届出人の本人確認書類(下記参照)</li> <li>◎ 外国人住民の人は、特別永住者証明書または在留カードが必要です。</li> </ul>           |
| 転居届<br>(村内の異動)         | 転居した日から14日以内                             |                                                       | <b>【別途手続きが必要なためお持ちいただくもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 国民健康保険資格確認書等(加入者のみ)</li> <li>◎ 年金手帳(加入者のみ)</li> <li>◎ 介護保険被保険者証(加入者のみ) など</li> </ul> |
| 世帯主変更届<br>世帯分離<br>世帯合併 | 変更した日から14日以内                             |                                                       |                                                                                                                                                             |

※上の表にない届出については、住民課まで問い合わせください。

### ≫ 証明書(有料)

| 証明書の種類               | だれが            | 申請に必要なもの                                                                                      |
|----------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民票の写し<br>(個人・世帯・除票) | 本人か同一世帯員または代理人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 代理人の場合は委任状</li> <li>◎ 窓口に来る人の本人確認書類(下記参照)</li> </ul> |
| 記載事項証明書              |                |                                                                                               |
| 住民票の写し<br>(広域交付)     | 本人または同一世帯員     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 窓口に来る人の本人確認書類(下記のうち1つでよいもの)</li> </ul>               |

※同一住所に住んでいても、別世帯の人の証明書を請求するには委任状が必要です。

※提出先によって、本籍や続柄、マイナンバーなどを記載する必要がある場合がありますので、提出先に記載内容を確認してから請求ください。

※住民票の写し(広域交付)には本籍地の記載はできません。

### ≫ 窓口における本人確認について

住民票や戸籍に関する届出、証明書請求の際、窓口で本人や代理人を確認するための本人確認書類の提示が必要です。マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した顔写真付きのものなら1つ、健康保険資格確認書などや年金手帳、医療受給者証などについては、2つ以上提示ください。※「通知カード」は本人確認書類として利用できません。

広 告

雑貨と家具・カーペット・オーダーカーテンの良心的なお店です



1. トリム付きレースカーテン 1900×1100 7,000 円  
2. 収納スツール 赤とブルー 850 円  
3. エスニック風玄関マット 赤・青・ピンク 650 円

(株)テンパーショップ 河内長野市南貴望ヶ丘 1-1  
☎ 0721-53-6721/090-8448-0581

自社直営施工で無駄なコスト軽減

吹付 塗装 防水 リフォーム

末広塗装

PAINT A LIFE

○長く保つ仕事をいたします  
○クレームゼロの信頼をモットーとしております  
○技術に自信あり  
○ひとつひとつの工程を手を抜かずきっちりと施工  
○リピーターが多い安心のしるし

自宅の塗装工事完了をシミュレーションします

くわしくはホームページまで <http://www.suehirotosou.com/>

末広塗装

TEL 0721-33-2926 FAX 0721-33-2920  
0120-842116  
富田林市竜泉458

## 戸籍に関する届出・証明書

## 区 住民課

出生・婚姻・死亡など戸籍に変動があった場合には次のような届出が必要です。なお、戸籍は住民票と異なり、転入・転出手続きなどでは異動しませんので、千早赤阪村に住んでいても、本籍が千早赤阪村にない場合があります。

### 》届出書

| 種類  | いつ                                                      | だれが                                        | どこで                                | 届出に必要なもの                                                 | 注意していただきたいこと                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 婚姻届 | 届出日から法律上の効力が発生します。                                      | 夫・妻になる人                                    | 夫または妻になる人の本籍地または住所地(所在地)           | ●届出に来る人の本人確認書類                                           | 夫または妻の連絡先(日中連絡がつくもの)を届出書に記入してください。                                                                             |
| 出生届 | 生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)に届出ください。                          | 父、母、父または母が届出できないときは同居者、出産に立ち会った医師または助産師    | 父か母の本籍地<br>届出人の住所地(所在地)<br>出生地     | ●母子健康手帳<br>●出生証明書                                        | ●生まれた子の名前に使える文字は常用漢字、人名用漢字またはひらがな、カタカナです。                                                                      |
| 死亡届 | 死亡または死亡の事実を知った日から7日以内に届出ください。                           | 親族、同居者および故人が死亡したところの土地家屋の保有者または管理者         | 死亡者の本籍地<br>死亡したところ<br>届出人の住所地(所在地) | ●死亡診断書                                                   | 千早赤阪村内には火葬場がありませんので、事前に火葬場の予約を取ってから届出ください。死亡届を受領した時に埋火葬許可証を発行します。                                              |
| 離婚届 | 協議離婚は、届出日から法律上の効力が発生します。裁判離婚の場合は、成立日・確定日から10日以内に届出ください。 | 協議離婚のときは夫と妻<br>裁判離婚(調停・和解・認諾・審判・判決)のときは申立人 | 夫婦の本籍地<br>届出人の住所地(所在地)             | ●裁判離婚の場合は、調書・審判・判決の謄本および確定証明書<br>●協議離婚の場合は、届出に来る人の本人確認書類 | ●夫または妻の連絡先(日中連絡がつくもの)を届出書に記入してください<br>●離婚後も婚姻中の氏を称するときは別の届出が必要(3カ月以内)です。<br>●子を別の戸籍に入籍させるには家庭裁判所の許可+入籍届出が必要です。 |

※土・日曜日、祝日、夜間に届出をする場合は、できるだけ前もって平日に連絡ください。

※上の表にない届出については住民課まで問い合わせください。

### 》証明書(有料)

本人が同じ戸籍に記載されている(いた)人、またはその配偶者および直系の尊属・卑属の人のみ請求できます。戸籍筆頭者の氏名・本籍地を申請書に記載いただきます。

| 証明の種類                                      | いつ                     | だれが                                               | どこで       | 請求に必要なもの                                                                                                                        |
|--------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全部事項証明書(戸籍謄本)・<br>個人事項証明書(戸籍抄本)<br>除籍謄本・抄本 | 平日<br>午前9時～<br>午後5時30分 | 本人が同じ戸籍に記載されている(いた)人、またはその配偶者および直系の尊属・卑属ならびにその代理人 | 住民課<br>窓口 | ●窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証などは1点、顔写真のないものは2点)<br>●代理人の場合は委任状(使用目的と提出先の記載が必要)<br>●相続などで親族の除籍・改製原戸籍が必要な場合は、記載されている人との関係がわかる書類(現在の戸籍謄本など) |
| 改製原戸籍謄本・抄本                                 |                        | 本人または代理人                                          |           |                                                                                                                                 |
| 戸籍の附票                                      |                        | 本人が同じ戸籍に記載されている(いた)人、またはその配偶者および直系の尊属・卑属          |           |                                                                                                                                 |
| 身分証明書                                      |                        |                                                   |           | ●窓口に来る人のマイナンバーカードや運転免許証など官公署が発行した顔写真付の本人確認書類                                                                                    |
| 広域交付戸籍証明書など                                |                        |                                                   |           |                                                                                                                                 |

## 印鑑登録に関する届出・証明書

## 区 住民課

印鑑登録証明は、それぞれの市区町村が独自に条例で定めて行っているため、引越などで市区町村間の住所が異動した場合は、新たに登録が必要です。本人の印鑑であることの証明を受けた実印は、契約や不動産の登記などにおいて重要な役割を果たすものです。そのため、印鑑登録は本人が直接申請することが原則です。

### 》印鑑登録(有料)

|                   |                                                                                                                                                                       |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録できる人            | 千早赤阪村に住民登録をしている15歳以上の人。ただし、要件により、登録できない場合があります。                                                                                                                       |
| 本人が申請するとき(即日交付可能) | ●登録する印鑑 ●窓口に来る人の運転免許証やパスポートなど、本人確認書類<br>※官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類が提示できない場合は、ご自宅に照会書を郵送します。後日、回答書を持参いただかないと登録と証明発行ができません。                                                  |
| 代理人が申請するとき        | ●登録する印鑑 ●委任状 ●代理人(窓口に来る人)の運転免許証やパスポートなど、本人確認書類<br>※代理人申請の場合は、必ず本人に照会書を郵送します。後日、回答書を持参いただかないと登録と証明発行ができません。                                                            |
| 登録できる印鑑           | ●大きさ 一辺が8ミリメートルの正方形より大きく、25ミリメートルの正方形より小さいもの<br>※材質がゴムなど、変形・変質してしまうもの、その他印影が不鮮明なものは登録できません。                                                                           |
| 登録手数料             | 300円                                                                                                                                                                  |
| 印鑑登録手帳            | ●村章の入ったオレンジ色の手帳です。<br>※窓口で印鑑登録証明書を申請する場合は、手帳がないと発行できませんのでご注意ください。                                                                                                     |
| 手帳の廃止・盗難など        | ●手帳の紛失、盗難があったときは、ただちに届出ください。手帳には個別番号があるため、再発行できません。再度、窓口での廃止・登録手続きが必要です。<br>●登録している人の死亡、転出などがあったときには自動的に登録は廃止されます。<br>●婚姻などで氏名が変わった場合、変更前の氏名で登録しているときには自動的に登録は廃止されます。 |

## マイナンバーカード(個人番号カード)

区 住民課

希望する人は、マイナンバーカード(個人番号カード)が取得できます。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請について        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎初回発行手数料は、無料です。</li> <li>◎郵送申請とオンライン申請があり、郵送申請の際には6カ月以内に撮影された写真が必要です。</li> <li>◎申請書を紛失した場合は、連絡ください。住民登録のあるところに申請書を郵送します。</li> </ul>                                                                                                                          |
| マイナンバーカードについて | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎カードには12桁のマイナンバー(個人番号)の他に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が表示されており、本人確認書類として利用できます。</li> <li>◎電子証明書機能付きのカードは「e-Tax」など官公庁の電子申請が利用できます。電子申請の方法などについては、それぞれ所管の官公庁へ問い合わせください。</li> <li>◎カードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日(発行時18歳未満の人は5回目の誕生日)までです。電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。</li> </ul> |
| 電話での問い合わせ     | <p>【マイナンバー総合フリーダイヤル】(無料)<br/>0120-95-0178 / 0120-0178-27 (外国語対応:英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)<br/>平日午前9時30分～午後8時 土・日曜日、祝日午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎マイナンバーカードの紛失、盗難にあった場合はカードの一時利用停止をしていただきます。一時利用停止の申し込みは24時間365日受け付けていますので、上記へ連絡ください。</li> </ul>             |

## オンラインによる郵送請求

区 住民課・税務課

マイナンバーカードを利用してオンラインで証明書の請求を行い、郵送で受け取ることができます。  
証明書発行手数料とは別に、郵送料が必要です。(注意)発行までにお時間がかかる場合がありますので、お急ぎの方はご注意ください。

| 手続名        | 手数料(別途郵送料が必要) | 接続先                                                                                | 手続名          | 手数料(別途郵送料が必要) | 接続先                                                                                  |
|------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸籍         | 1通450円        |  | 身分証明書        | 1事項300円       |  |
| 戸籍の附票      | 1通300円        |                                                                                    | 独身証明書        | 1通300円        |                                                                                      |
| 住民票        | 1通300円        |                                                                                    | 課税(非課税)証明書   | 1通300円        |                                                                                      |
| 住民票記載事項証明書 | 1通300円        |                                                                                    | 納税証明書(継続検査用) | 無料            |                                                                                      |
| 印鑑登録証明書    | 1通300円        |                                                                                    |              |               |                                                                                      |

## 電話予約による証明書の休日交付

区 住民課・税務課

平日に役場窓口へ来られない場合、電話で担当課へ予約し、休日に証明書を受け取れます。

| 電話予約できる証明書                 | 電話予約および受け取りできる人                                                         | 受付日時                                  | 交付日時・場所                                                  | 手数料                                 | 受け取りに必要なもの                            |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 住民票の写し                     | 千早赤阪村に住民登録している人であって、本人または本人と同じ世帯の人。<br>※同じ住所でも、別世帯であれば予約および証明書を受け取れません。 | 平日<br>午前9時～午後5時<br>受取予定日の8日前から予約できます。 | 土・日曜日、祝日(年末年始を除く)<br><br>午前9時～午後5時30分<br><br>役場本庁(警備員窓口) | 1件につき300円<br><br>納税証明書(継続検査用)は無料です。 | 受け取る人の本人確認書類(運転免許証、パスポートまたは個人番号カードなど) |
| 課税(非課税)証明書<br>納税証明書(継続検査用) | 本人または本人と同居の親族                                                           |                                       |                                                          |                                     |                                       |

## 住民票の写しなどの本人通知制度

区 住民課

第三者による住民票の写しなどの取得があった場合、請求・交付があったことを通知する制度です。  
なお、この制度の利用には、あらかじめ登録が必要です。

|                 |                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| どんなときに通知するのか    | 住民票の場合は、本人または同一世帯以外の人申請・交付を受けたとき<br>戸籍の証明書の場合は、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている人、直系の尊属、卑属の人以外の人申請・交付を受けたとき<br>※官公庁による公用請求があったときは通知されません。                                                                            |
| 何を交付したときに通知するのか | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎住民票の写し(除票も含む) ◎住民票記載事項証明書 ◎全部事項証明書(戸籍謄本) ◎個人事項証明書(戸籍抄本)</li> <li>◎除籍謄本・抄本など ◎戸籍記載事項証明書(除籍も含む) ◎戸籍の附票(除籍の附票も含む)</li> </ul> ※登録者本人以外の人に関する個人証明書が交付されたときは通知されません。 |
| 通知の方法および内容      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎通知の方法…登録された本人(または法定代理人)に封書にて通知します。</li> <li>◎通知の内容…事前登録をした人の住民票などを本人の代理人または第三者に交付した場合に、交付年月日、交付種別、交付枚数、請求者種別を通知します。</li> </ul>                                 |
| 登録方法            | 本人が運転免許証やパスポートなど、本人確認をするための身分を証明できるものを持って、申請ください。<br>※代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。                                                                                                                     |
| 登録手数料           | 無料                                                                                                                                                                                                     |

|                |                                                                                                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付事実証明書の発行     | 交付した事実の証明が必要であれば、申請により証明書を交付します。                                                                                                                     |
| 交付事実証明書に記載する内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付年月日</li> <li>● 交付した証明書の種別</li> <li>● 交付した通数</li> <li>● 請求者の種別</li> <li>● 自己の代理人である場合はその氏名および住所</li> </ul> |
| 交付事実証明書発行手数料   | 300円                                                                                                                                                 |
| 注意事項           | この制度は第三者への交付を停止するものではありません。                                                                                                                          |



## 税金

### 税のおもなもの

### 税務課

| 種類  | 納税義務者      | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通税 | 住民税(村・府民税) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月1日現在、村内に住所がある人で、前年中に所得があった人</li> <li>● 1月1日現在、村内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、村内に住所がない人</li> </ul> <p>税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年期限内に申告書を提出ください。<br/>ただし、給与収入のみのサラリーマンや所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。<br/>※年金所得者で確定申告をされず住民税が課税されている人は、住民税の申告により税額が低くなる可能性があります。</p> |
|     | 固定資産税      | <p>1月1日現在、村内に土地、家屋、償却資産を所有する人</p> <p>固定資産課税台帳は課税決定後に縦覧期間(毎年4月1日から第1期納付期限まで)があります。<br/>なお、事業用償却資産の所有者は1月31日までに申告ください。</p>                                                                                                                                                                               |
|     | 軽自動車税      | <p>4月1日現在、原動機付自転車、三輪以上の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)、軽二輪車を所有する人</p> <p>身体に障がいがある人などが所有し、本人や家族などが運転する車の税金は免除される場合があります。</p>                                                                                                                                                                           |

### 証明書(有料)

次の証明書が必要な方は身分証明書を持参のうえ、役場へお越しください。  
また、本人または同世帯親族以外の代理人が申請する場合は、必ず委任状を持参ください。

| 種類                  | 証明内容               |
|---------------------|--------------------|
| 課税(非課税)証明書          | 所得・控除・税額の証明        |
| 納税証明書               | 各種税金の納付の証明         |
| 納税証明書(継続検査用)<br>※無料 | 軽自動車税の納付(継続検査用)の証明 |
| 名寄帳                 | 土地・家屋の一覧           |
| 固定資産評価証明書           | 土地・家屋の評価額の証明       |
| 固定資産公課証明書           | 土地・家屋の課税額の証明       |
| 住宅用家屋証明書            | 登録免許税の軽減のための証明     |
| 家屋滅失証明書             | 家屋の滅失の証明           |
| 営業証明書               | 営業の証明              |

### 納付

### 税務課

#### 納付場所

りそな銀行/三菱UFJ銀行/三井住友銀行/関西みらい銀行/大阪南農業協同組合/ゆうちょ銀行(郵便局) ※近畿2府4県に限る/小吹台連絡所(平日午前9時30分～12時まで)/役場

★eL-QRが印字されている納付書は、上記以外の全国のeL-QR対応金融機関でも納付ができます。利用できる金融機関などは、右記のQRコードより確認ください。



また、村税は全国の主要コンビニ・スマホ決済などで納付できます。(365日24時間OK)

#### 口座振替

村・府民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税は、下記の金融機関で口座振替ができます。

りそな銀行/三菱UFJ銀行/三井住友銀行/関西みらい銀行/大阪南農業協同組合/ゆうちょ銀行(郵便局)  
各納期に指定された口座から自動的に振替られるので、安心です。

#### 納付に困ったとき

特別な事情があって納期内に納めることができない場合は、税務課へ相談ください。

#### 村税の納期

| 月   | 村・府民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 |
|-----|-------|-------|-------|
| 4月  |       |       |       |
| 5月  |       | 第1期   | 全期    |
| 6月  | 第1期   |       |       |
| 7月  |       | 第2期   |       |
| 8月  | 第2期   |       |       |
| 9月  |       | 第3期   |       |
| 10月 | 第3期   |       |       |
| 11月 |       | 第4期   |       |
| 12月 | 第4期   |       |       |
| 1月  |       |       |       |
| 2月  |       |       |       |
| 3月  |       |       |       |

※納期限は各月の末日です。

原則として末日が土・日曜日、祝日の場合は、翌月最初の平日です。

## 国民健康保険とは

## 固 住民課

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんが納めた国保料と、国・府などからの補助金で賄われています。

### 》加入の対象者

職場の健康保険に入っている人、生活保護を受けている人、および後期高齢者医療制度で医療を受けている人以外の人は国保に加入しなければなりません。

### 》国保に加入するとき(14日以内に住民課へ届出ください)

| こんなとき                                | 持参するもの                                   |
|--------------------------------------|------------------------------------------|
| 他市区町村から転入したとき                        | ●他の市町村の転出証明書                             |
| 他の健康保険の資格を喪失したとき<br>社会保険の扶養家族をはずれたとき | ●他の健康保険の資格喪失証明書またはそれに代わる資格が喪失した事がわかる証明書類 |
| 生活保護を受けなくなったとき                       | ●保護廃止決定通知書                               |
| 子どもが生まれたとき                           | ●母子健康手帳など                                |

### 》国保をやめるとき(14日以内に住民課へ届出ください)

| こんなとき         | 持参するもの                 |
|---------------|------------------------|
| 他市区町村へ転出するとき  | ●資格確認書等                |
| 他の健康保険に加入したとき | ●資格確認書等 ●新しく加入した資格確認書等 |
| 生活保護を受けはじめたとき | ●資格確認書等 ●保護開始決定通知書     |
| 死亡したとき        | ●資格確認書等 ●葬儀の領収書        |

### 》主な給付

| 項目        | 内容                                                                         |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 出産育児一時金支給 | 村国保に加入している人が出産したとき50万円(産科医療補償制度加入の場合)を支給します。妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産でも支給します。  |
| 葬祭費支給     | 村国保に加入している人が死亡したとき、葬儀を行った人へ葬祭費5万円を支給します。                                   |
| 高額療養費     | 同じ月内の医療費が限度額を超えた分を高額療養費として支給します。対象者には、お知らせを送付します。                          |
| 高額介護合算療養費 | 1年間にかかった高額医療費と介護サービス費を合計し、世帯の限度額を超えた額を支給します。対象者には、お知らせを送付します。              |
| 療養費       | 資格確認書等を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、保険負担分を支給します。                    |
| 特定健康診査    | 村国保に加入している40歳～74歳の人を対象に、生活習慣病を予防し、医療費の抑制を図るため、無料で特定健康診査を行っています。            |
| 若年健康診査    | 村国保に加入している20歳～39歳の人を対象に、生活習慣病を予防し、医療費の抑制を図るため、無料で若年健康診査を行っています。            |
| 特定保健指導    | 特定健康診査の結果により保健師・栄養管理士が個別に無料で健康づくりを支援します。対象者には案内を送付しますので利用ください。             |
| 人間ドック     | 人間ドックを受診される村国保の加入者、30歳～74歳の人を対象に、検査費用の7割を助成しています。(40歳未満の人の脳ドックの助成はしていません。) |

詳しくは住民課まで問い合わせください。



## 介護保険

### 介護保険の保険者

問 福祉課

#### 》保険者(運営者)

##### 介護保険制度を運営するのは市町村です

- 要介護認定を行います。
- 介護保険サービスの確保・整備をします。
- 第1号被保険者の保険料の賦課・徴収を行います。

#### 》介護保険サービスを利用した場合

##### サービスの利用料は所得に応じ自己負担します

自己負担が著しく高額になり、一定額を超えた場合は申請により払い戻されます(高額介護サービス費)。

### 介護保険を利用するための手続き

問 福祉課

介護保険の利用には申請が必要です。

#### 1申請

申請は、本人または家族のほかに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

##### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
  - 介護保険被保険者証
  - 健康保険資格確認書等
  - マイナンバーカードまたは個人番号が分かるもの
- ※かかりつけの医師名と病院名も申請時に必要です。

#### 2訪問調査

申請した人の心身の状況などを調べるため、千早赤阪村地域包括支援センター職員または村から委託を受けたケアマネジャー(介護支援専門員)が訪問調査をします。

#### 3審査判定

訪問調査票や主治医の意見書をもとに、専門家で構成される「介護認定審査会」で審査・判定します。

#### 4認定

判定に基づいて、要介護度(非該当、要支援1・2、要介護1～5)を認定し、申請者に認定結果を通知します。

#### 5ケアプラン作成

要介護認定を受けた人は、ケアプランに基づき介護保険サービスを利用できます。要支援1、2と認定された人は地域包括支援センターの担当者へ、要介護1～5と判定された人は居宅介護支援事業所を選び、事業所のケアマネジャーへケアプラン作成を依頼します。



保険・年金

広 告



造園土木・設計施工

株式会社 菊 水 園

〒585-0044 大阪府南河内郡千早赤阪村森屋1005

TEL.(0721)72-0651

FAX.(0721)72-1877



グループホーム  
ゆめ  
の  
うち  
夢野家  
要支援 2 要介護 1～5

〒585-0041 南河内郡千早赤阪村水分593-1

TEL/FAX 0721-72-0888

e-mail:yumenouchi@ieto.eonet.ne.jp  
https://www.eonet.ne.jp/~yumenouchi



地域包括支援センターでは保健師、ケアマネジャーなどが中心となり、高齢者の在宅での生活を支えるため、総合的な支援を行います。

## 》高齢者の相談窓口

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要な支援につなげます。

## 》要介護（要支援）認定申請の代行

介護が必要な人の要介護（要支援）認定の申請代行を行います。

## 》ケアプランの作成とサービス調整（介護予防ケアマネジメント）

「要支援1・2」の人や介護が必要となる恐れのある人を対象に、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

## 》高齢者の権利を守る（権利擁護支援）

高齢者虐待への対応・成年後見制度の活用を支援することなどにより、高齢者の権利を守ります。

## 》ケアマネジャーや関係機関との連携（包括的・継続的ケアマネジメント支援）

高齢者の心身の状態やその変化に合わせて必要なサービスが提供されるように、ケアマネジャーへの支援や医療機関など関係機関との調整を行います。

## 》認知症初期集中支援チーム

### オレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）とは？

オレンジチームとは、認知症サポート医と医療・介護の専門職がチーム員となり、認知症の「早期発見・早期支援」を目指して活動する認知症専門チームです。

### 対象者

在宅生活をしている、40歳以上の認知症が疑われる人、または認知症の人で、以下のいずれかに該当する人

- 医療サービスや介護サービスを利用していない人
- 認知症の症状が強く、どのように対応したらよいのか困っている人

### どのようなことをするの？

チーム員がご自宅に訪問し、本人または家族の心配なこと、困っていることなどの話を伺います。

専門医療機関や介護サービス事業者などと連携し、地域で安心して生活できるよう、包括的・集中的に支援します。



保険・年金



広 告

お家のリフォーム全般 介護保険を使ったリフォーム承ります

見積無料！



(株)ホームサービスヤマダ

住まいの便利屋

ちょっと人手が欲しい時・困った時 真心サービスの地元業者へ

大工さんのいる便利屋です！(耐震工事もOK)

●手すり取付 ●バリアフリー工事からタナ板工事
●吹付・防水・増設換気 ●ペンキ塗り ●クロス張替

●テラス・バルコニー取付 ●草刈 ●家具移動 ●空き家管理
●古屋のリノベーション ●マンションの定期点検

●不動産売買・賃貸・管理・買取

困ったら…どんな小さなことでも…とにかくお電話!!

河内長野市汐ノ宮町3-7 ☎0120-52-6662

## 後期高齢者医療制度

### 問 住民課

大阪府後期高齢者医療広域連合(資格に関すること ☎06-4790-2028)  
(給付に関すること ☎06-4790-2031)

75歳以上の人(65歳～74歳の人で一定の障がいがあると認定された人を含む)は、後期高齢者医療制度に加入し、医療給付などを受けることになります。

※後期高齢者医療制度の運営は、「大阪府後期高齢者広域連合」が行います。

広域連合は、資格確認書等の交付など、被保険者の資格管理や保険料の決定、医療費給付などを行い、住民課では各種申請の受付や保険料の徴収業務などを行います。

|             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 手<br>続<br>き | ●75歳になる人:手続き不要(自動的に加入します。)          |
|             | ●65歳～74歳の人で一定の障がいがある人:住民課で申請が必要です。  |
|             | ※生活保護を受給している人は後期高齢者医療制度の被保険者になれません。 |

|                      |                                                                                                      |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保<br>険<br>料          | ●一人ひとりに保険料が発生し、被保険者の前年中の総所得金額などから算出します。                                                              |
|                      | ●保険料の納付は原則、特別徴収(年金からの自動お支払い)です。                                                                      |
|                      | ●年齢到達した人は、しばらくの間、普通徴収(納付書での窓口納付や銀行口座からの引き落とし)です。                                                     |
|                      | ●介護保険について特別徴収を行っていない人や、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計金額が、受給している年金額の2分の1を超える人などは特別徴収の対象とならず、普通徴収で保険料を納めていただきます。 |
|                      | ●申請により、特別徴収を普通徴収に変更できます。                                                                             |
| ※詳しくは住民課まで問い合わせください。 |                                                                                                      |

※資格確認書等を紛失された場合は再発行しますので、住民課まで問い合わせください。

### 》被保険者(後期高齢者医療制度の対象者)

- 75歳以上の方は、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。
- 65歳～74歳の人で一定の障がい認定を受けている方は、後期高齢者医療制度への移行を希望する場合、申請が必要です。

### 》お医者さんにかかるとき

医療機関での自己負担割合は、一般の世帯は1割、一定以上の所得がある人のいる世帯は2割、現役並み所得者がいる世帯は3割です。

一定以上の所得がある人とは、世帯内の75歳以上の人などのうち住民税課税所得(前年中の所得)が28万円以上の人がいて、かつ世帯に75歳以上の人が、1人の場合は年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上の人、2人以上の場合は同合計が320万円以上の人をいいます。

また、住民税が課税される所得額(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の人は3割負担ですが、1割または2割負担に変更できる場合があります。

※令和7年9月30日までは、2割負担の人は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります(入院の医療費は対象外)。

詳しくは住民課もしくは大阪府後期高齢者医療広域連合に問い合わせください。

### 3割負担から1割または2割負担に変更できる場合

- ①同一世帯に被保険者が1人の場合…被保険者の収入額が383万円未満のとき
- ②同一世帯に被保険者が複数いる場合…被保険者全員の収入額合計が520万円未満のとき
- ③同一世帯に被保険者が1人、かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合…被保険者本人の収入額が383万円以上の場合で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の人の収入額合計が520万円未満のとき

### 限度区分の併記について

- 低所得Ⅱ・Ⅰと判定された人
- 現役並み所得者Ⅱ・Ⅰと判定された人は資格確認書に併記できます。
- 併記することにより、医療費が高額になった場合、自己負担額を軽減できます。
- 併記せずに、医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた差額分が払いもどされます。



## 国民年金

### 国民年金

☎ 住民課・天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531 (代)・堺東年金事務所 ☎072-238-5101 (代)

#### 》国民年金の制度・加入者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。65歳になったときや病気やケガで障がいの状態になったときなどに、基礎年金を支給し、生活の安定を図ることを目的に国が年金を支給する制度です。加入する人(被保険者)は、保険料の納め方の違いにより次のように分けられます。

##### 第1号被保険者

農林漁業や自営業、自由業、学生などの給与所得者でない人、また、サラリーマンであっても厚生年金などに加入していない人。保険料は、銀行、郵便局、コンビニなどで納めます。

##### 第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している人(会社などに勤めるサラリーマン)。保険料は給料から天引きされます。

##### 第3号被保険者

第2号被保険者の扶養になっている配偶者(保険料は、配偶者が加入している年金制度がまとめて負担するので、扶養になっている配偶者が納める必要はありません)。

##### 希望で加入する人(任意加入被保険者)

- 60歳以上で年金の受給期間を満たせない人、または保険料納付期間が少ないため少額の年金しか受けられない人などは65歳まで加入できます。
- 20歳以上60歳未満で海外に居住している日本人で希望する人。
- 納め方は、口座振替が原則です。

#### 》納め方

納付書を利用して銀行、郵便局、コンビニなどの窓口で直接納められます。また、預金口座から引き落とす口座振替・クレジットカード納付は、納め忘れがなく便利です。

口座振替の手続きには、次のものがが必要です。

- ①口座振替依頼書 ②通帳・届出印

#### 》免除

第1号被保険者の人で、病気や失業、風水害、営業不振などで所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人は、免除申請を行えます。特に20歳になった学生は、「学生納付特例制度」を利用できます。免除された特例期間については、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納められます。また、未納期間について最大で2年1カ月さかのぼって申請できます。申請書は住民課または年金事務所に提出ください。日本年金機構の審査に2、3カ月かかります。それまでの間、保険料納付の催告状などが送付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 》受給資格期間

これまでは受給資格期間が25年でしたが、10年(120月)以上あれば、年金を受け取れるようになりました。



保険・年金

## 国民年金の届出

☎ 住民課

#### 役場で行う届出(第1号被保険者の届出)

| 届出するとき                           | 必要なもの                                                                  |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 会社をやめたとき                         | 年金手帳(基礎年金番号通知書)、退職日や不要の認定がはずれた日を証明するもの(離職票、資格喪失証明書など)、本人確認書類(運転免許証など)  |
| 配偶者の扶養からはずれたとき<br>配偶者が会社を辞めたとき   |                                                                        |
| 氏名が変わったとき<br>転入してきたとき(村内で転居したとき) | 手続きは不要です。                                                              |
| 海外転入・海外転出するとき                    | 年金手帳(基礎年金番号通知書)、本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーカードまたは個人番号が分かるもの(異動手続きとともに携行します) |
| 死亡したとき                           | 年金手帳(基礎年金番号通知書)、本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーカードまたは個人番号が分かるもの、戸籍謄本など          |
| 学生特例納付を申請したいとき                   | 学生証(有効期限が記載されているもの)                                                    |

#### 勤務先で行う届出(第2・3号被保険者の届出)

| 届出するとき                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ●会社員や公務員になったとき<br>●会社員や公務員に扶養されるようになったとき(配偶者の勤務先)<br>●配偶者が20歳になったとき<br>●住所・氏名が変わったとき |
| など                                                                                   |



## 健康

### 大人の健康

問 健康課

#### 》健(検)診

住民の皆さんを対象に健(検)診を実施しています。年に1度は健(検)診を受けましょう。

| 健診名       | 対象者                                          | 費用 | 集団検診            | 個別検診<br>(医療機関) |
|-----------|----------------------------------------------|----|-----------------|----------------|
| 肺がん・結核検診  | X線検査:40歳以上の人                                 | 無料 | ○               | ○              |
| 胃がん検診     | バリウム検査:40歳以上の人<br>内視鏡検査(胃カメラ):50歳以上の人、2年毎の受診 | 無料 | ○<br>(バリウム検査のみ) | ○              |
| 大腸がん検診    | 40歳以上の人                                      | 無料 | ○               | ○              |
| 乳がん検診     | 40歳以上の女性、2年毎の受診                              | 無料 | ○               | ○              |
| 子宮頸がん検診   | 20歳以上の女性、2年毎の受診                              | 無料 | ○               | ○              |
| 成人歯科健診    | 4月1日現在で20・30・40・50・60・70歳の人                  | 無料 | —               | ○              |
| 骨粗しょう症検診  | 4月1日現在で40・45・50・55・60・65・70歳の女性              | 無料 | —               | ○              |
| 肝炎ウイルス検査  | 40歳以上の人                                      | 無料 | —               | ○              |
| 特定健康診査    | 40歳～75歳未満の国民健康保険に加入している人                     | 無料 | —               | ○              |
| 後期高齢者健康診査 | 後期高齢者医療に加入している人                              | 無料 | —               | ○              |
| 基本健康診査    | 40歳以上の人で生活保護世帯などの人                           | 無料 | —               | ○              |
| 追加項目健診    | 富田林医師会管内で医療保険者の行う健康診査を受診する人                  | 無料 | —               | ○              |

#### 》健康相談

| 事業名               | 対象 | 内容                                                     |
|-------------------|----|--------------------------------------------------------|
| 個別健康相談            | 村民 | 保健師による病気、介護などに関する個別相談                                  |
| 個別健康栄養相談          | 村民 | 保健師、管理栄養士による食事療法などに関する個別相談                             |
| 個別歯科相談            | 村民 | 歯科衛生士による歯科に関する個別相談                                     |
| 無料弁護士相談・保健師こころの相談 | 村民 | 弁護士による借金・家庭・労働問題などの法律相談<br>同日に希望される人に保健師による身体やこころの健康相談 |
| 個別禁煙相談            | 村民 | 禁煙プログラムに沿って行う保健師による禁煙に関する個別相談                          |

#### 》健康教室

| 事業名  | 対象者      | 内容                         |
|------|----------|----------------------------|
| 健康教室 | 64歳以下の村民 | 健康な生活を送れるように食事や運動をサポートする教室 |

#### 》予防接種(一部負担金が必要です。)

| 種別        | 対象年齢                                                            |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 成人用肺炎球菌   | 満66歳以上の未接種の人に対して生涯1回のみ助成                                        |
| インフルエンザ   | ①65歳以上の人<br>②60歳～65歳未満で心臓・じん臓・呼吸器の障がいのある人のうち、接種を希望する人           |
| 新型コロナワクチン | ①65歳以上の人<br>②60歳～65歳未満で心臓・じん臓・呼吸器の障がいのある人のうち、接種を希望する人           |
| 带状疱疹      | ①65歳の人<br>②60歳～65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 |

広 告



### おき泌尿器科クリニック

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土      | 日祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|--------|----|
| 8:40～12:00  | ● | ● | — | ● | ● | ～13:00 | —  |
| 15:30～19:00 | ● | ● | ● | — | ● | —      | —  |

富田林市向陽台2-1-11  
TEL.0721-40-0500



## 医療機関

### 休日・夜間の医療機関など

| 名称                                      | 連絡先・時間など                                                                       |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 休日診療                                    | 内科・歯科<br>(歯科は午前のみ)                                                             |
|                                         | 富田林市立休日診療所 ☎28-1333<br>富田林市向陽台1-3-38<br>午前9時～11時30分<br>午後1時～3時30分              |
| 小児科                                     | 富田林病院 ☎29-1121 (代表)                                                            |
|                                         | 富田林市向陽台1-3-36<br>午前9時～11時30分<br>午後1時～3時30分<br>日・祝・年末年始(12/29～翌年1/3)            |
| 小児夜間救急<br>(当番病院案内)                      | 大阪南消防局指令センター ☎072-958-0119<br>(当番病院案内専用ダイヤル)<br>午後8時～翌朝8時<br>土・日・祝・年末年始は午後4時から |
| 救急安心センター<br>おおさか                        | #7119または☎06-6582-7119<br>365日・24時間対応                                           |
| 大阪府小児救急電話相談<br>(受診するかどうかの<br>判断の参考に)    | #8000または☎06-6765-3650<br>午後7時～翌朝8時(365日)                                       |
| 大阪府救急医療情報セ<br>ンター(各科医療機関<br>の診療状況確認)    | ☎06-6693-1199<br>365日・24時間対応                                                   |
| 「こどもの救急」ホーム<br>ページ(受診するかど<br>うかの判断の参考に) | <a href="https://kodomo-qq.jp/">https://kodomo-qq.jp/</a>                      |



### 村国保診療所の診療曜日

|                                             | 診療時間                            | 月        | 火 | 水 | 木        | 金 | 土 |
|---------------------------------------------|---------------------------------|----------|---|---|----------|---|---|
| 村国民<br>健康保険<br>診療所<br>(保健センター内)<br>☎72-0038 | 午前9時～正午<br>(最終受付:午前11時30分)      | ○        | ○ | ○ | ○        | ○ | ○ |
|                                             | 午後2時30分～4時                      | 訪問<br>診療 |   |   | 訪問<br>診療 |   |   |
|                                             | 午後5時～6時30分<br>(最終受付:午後6時15分)    | ○        |   |   | ○        |   |   |
| 千早診療所<br>(千早地区)<br>☎74-0240                 | 午後1時30分～2時30分<br>(最終受付:午後2時15分) | ○        |   |   | ○        |   |   |

- 各種健(検)診、予防接種、送迎などお気軽にご相談ください。休診日は問い合わせください。
- 国保診療所の木曜日は、神経内科・認知症専門医が診療を行います。金曜日は整形外科のみです。
- 送迎や訪問診療を希望の人は気軽に相談ください。

## 千早赤阪村社会福祉協議会

☎72-0294

千早赤阪村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する事業を行うことを目的とする団体として、社会福祉法に位置付けられており、公共性を有する民間の社会福祉団体です。地域の皆さんのほか、福祉団体、施設、関係機関などと協力し合い、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活できる「福祉のむらづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

### 》小地域ネットワーク活動推進事業

地区福祉委員会を基盤として、援護を必要とする人一人ひとりを対象に、地域住民が中心となり保健、福祉、医療の関係者と協働してすすめる「支え合い」「助け合い」活動です。

地域の高齢者、障がい(児)者、および子育て中の親子などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い助け合い活動を展開し、地域における福祉の啓発と住みよい福祉のむらづくりを進めています。

### 》日常生活自立支援事業

知的障がい、認知症、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人を対象に、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などの支援を行っています。

### 》在宅福祉推進事業

#### 配食サービス

ひとり暮らしの高齢者世帯などに対し、お昼に配食サービスを行っています。

#### 車イスの貸し出し

村内に在住している車イスが必要な人に短期間(最大1カ月)、無料で貸し出しています。

#### 車イス送迎車の貸し出し

車イス利用者を1人乗せて走行できる送迎車を無料で貸し出しています。(燃料費のみ自己負担)



福祉・健康

広告

内科・小児科・ヒフ科

## 小吹台 植田診療所

| 診療時間            | 月 | 火 | 水 | 木    | 金 | 土 |
|-----------------|---|---|---|------|---|---|
| 午前診 9:00～12:00  | ● | ● | ● | ● 整形 | ● | ● |
| 午後診 16:30～19:00 | ● | ● | / | ● 糖尿 | ● | / |

- ◇日曜・祝日および水曜・土曜の午後は休診です
- ◇毎週木曜の午前は整形外科、午後は糖尿病の診療も行っていきます  
また、第3火曜の昼は予約制で腹部エコーの診療を行っています
- ◇火・水・木・金の午前に送迎サービスがあります

千早赤阪村小吹68-831

TEL (0721) 72-1362



医療法人 やすらぎ会

## 》ボランティアセンター運営事業

### ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターは、ボランティアに関するさまざまな相談窓口です。  
ボランティア活動の紹介や情報提供、ボランティア活動の支援、ボランティア保険の加入手続きなどを行っています。

### ボランティア連絡会の活動援助

### ボランティア講座の開催

ボランティア入門講座や研修会などを開催しています。

### 児童・生徒のボランティア活動普及事業

学校での福祉教育・ボランティア活動の啓発と推進に努めます。

## 》生活福祉資金貸付事業

●福祉資金・教育支援資金 ●緊急小口資金など  
低所得者、失業者、高齢者および障がい者の人などの世帯を対象に、安定した生活を営むために一定期間必要な資金を低利でお貸しする貸付制度です。  
※貸付制度については、それぞれ対象となる世帯、貸付条件などが違いますので、問い合わせください。

## 》心配ごと相談・児童相談事業

身近な悩みごと、生活、家庭問題や福祉に関する幅広い相談を受けます。(秘密厳守、相談無料)

## 》いきいきネット相談支援センター

介護や子育てなど、さまざまな悩みを抱えている人の、あらゆる相談に社協の専門員(コミュニティソーシャルワーカー)が応じ、その人一人ひとりに合った福祉サービスの紹介や専門機関へのつなぎ・見守りなど、関係機関や地域の人々とつながりを持ちながら問題解決を進めていきます。

## 》募金運動推進事業

日本赤十字社・赤い羽根共同募金・歳末助け合い共同募金の募金活動を推進しています。

## 障がいがある人へ

### 手帳の交付

### 固 福祉課

## 》身体障害者手帳

疾病や事故などにより、身体に一定以上または永続する障がいのある人が、医療給付、補装具費の支給、施設の入所など、各種の福祉サービスを受けるときに必要です。

**対象** 次の障がいが法の定める等級に該当する人

- ①視覚障がい
- ②聴覚・平衡機能障がい
- ③音声・言語・そしゃく機能障がい
- ④肢体不自由
- ⑤内部障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝臓機能障がい)

## 》療育手帳

一貫した指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするために交付されます。

**対象** 知的障がいがある人

## 》精神障害者保健福祉手帳

各種の支援サービス、税金の優遇制度などが受けられます。

**対象**

精神疾患のある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活、または社会生活への制約がある人

## 重度障がい者医療費助成制度

### 固 福祉課

**対象**

| 助成対象者                                                                                                                                            | 所得制限 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ・身体障害者手帳1、2級の人<br>・重度の知的障がい者<br>・中度の知的障がい者で身体障害者手帳を持っている人<br>・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人<br>・特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証を持っている人で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当の人 | 制限あり |

**助成内容**

通院(訪問看護を含む)および入院(食事療養費は含まない)にかかった医療費(保険診療に限る)の自己負担額の一部を助成します。

大阪府内の医療機関にかかる時、マイナ保険証または資格確認書とともに「重度障がい者医療証」を提示すれば、自己負担額が1医療機関あたり入・通院各500円/1日になります。

詳しくは問い合わせください。

## 障がいがある人の福祉・医療サービス

### 固 福祉課

## 》障がい者自立支援

福祉サービスや障がいにかかる公費負担医療を提供します。サービスによって対象者や費用が異なります。また、難病などを有する人も以下のサービスの対象です。

### 自立支援給付

**介護給付**

- 居宅介護(ホームヘルプ)**  
居宅における入浴、排泄、食事の介護などを行います。
- 重度訪問介護**  
居宅および外出時の介護などを提供します。
- 同行援護**  
外出時の必要な支援を行います。
- 行動援護**  
行動する際の介護や外出時の介護などを行います。
- 重度障がい者等包括支援**  
居宅介護など複数の福祉サービスを包括的に提供します。

- **短期入所(ショートステイ)**  
在宅生活者に必要に応じて短期間、施設で介護などを行います。
- **療養介護**  
入院医療に加え、治療や訓練、生活指導を行います。
- **生活介護**  
介護を行い、創作活動、生産活動の機会を提供します。
- **施設入所支援**  
夜間や休日に施設において介護などを行います。

#### 訓練等給付

- **自立(機能・生活)訓練・宿泊型自立訓練**  
自立した日常生活が営めるように必要な訓練などを行います。
- **就労移行支援**  
一般企業などへの就労希望者に必要な訓練などを行います。
- **就労継続支援**  
働く場を提供するとともに、必要な訓練などを行います。
- **就労定着支援**  
一般企業などに就労後の課題の解決に向けて支援などを行います。
- **共同生活援助(グループホーム)**  
主に夜間や休日において相談など、日常生活上の援助を行います。
- **自立生活援助**  
ひとり暮らしの人のために必要な援助を行います。
- **地域相談支援**  
地域での生活に移行するための支援や、ひとり暮らしの人に緊急時の支援などを行います。
- **計画相談支援**  
サービス利用計画を作成するなど関係者との連絡調整を行います。

#### 自立支援医療

- **更生医療**  
身体障がいの除去・軽減と機能改善のための医療を実施します。
- **精神通院医療**  
精神障がいの治療上必要と認められる医療を実施します。

#### 補装具費の支給

盲人安全つえ、義眼、補聴器、義肢、装具、車いす、歩行器などの補装具の購入・修理に必要な費用を支給します。

#### 地域生活支援事業

- **相談支援**  
在宅福祉サービスの利用援助などを行います。
- **日常生活用具の給付**  
日常生活がより円滑に行われるための用具の給付を行います。

- **移動支援**  
ヘルパーによる外出支援を行います。
- **日中一時支援**  
日中において一時的に見守りなどの支援を行います。
- **手話通訳者派遣事業**  
聴覚・言語障がいのある人へ手話通訳者を派遣します。

## 障がいがある児童のための支援

### 図 こども課

#### 対象

身体に障がいがある児童、知的障がいがある児童、精神に障がいがある児童、難病を有する児童で、いずれも手帳の有無は問いません。また、医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象です。

#### 通所支援

- **児童発達支援**  
未就学の児童に基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
- **医療型児童発達支援**  
上肢、下肢または体幹の機能の障がいがある児童に児童発達支援および医療の提供を行います。
- **居宅訪問型児童発達支援**  
通所が困難な重度の障がいがある児童に児童発達支援の提供を行います。
- **放課後等デイサービス**  
就学中の人に生活能力の向上のための訓練などを行います。
- **保育所等訪問支援**  
集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### 相談支援(通所支援を利用する人向け)

- **障がい児支援利用援助**  
通所サービスの利用計画を作成します。
- **継続障がい児支援利用援助**  
定期的に利用計画を見直し、必要なサービスを提案します。

#### 入所支援

- **福祉型障がい児入所施設**  
日常生活の指導および知識技能の付与を行います。
- **医療型障がい児入所施設**  
肢体不自由のある児童、知的障がいと肢体不自由が重複している児童に治療を行います。

#### 自立支援医療

- **育成医療**  
児童などの障がいの除去・軽減と機能改善のための医療を実施します。



福祉・健康

## 高齢者福祉サービス<介護保険以外のサービス>

### 図 福祉課

|                  | 内容                             | 対象者                                                                               |
|------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 食の自立支援事業(配食サービス) | 食事を提供し、訪問時に安否確認を行います。(火・木・金曜日) | 調理困難なひとり暮らし高齢者など                                                                  |
| 高齢者おむつ給付金事業      | おむつ・パッドの購入費の助成                 | 在宅で生活している65歳以上の人で介護認定を受けており、その人の世帯で最も収入の多い人の当該年度分(4~6月までの申請は、前年度分)の市町村民税所得割が非課税の人 |
| 緊急通報装置の貸与        | 緊急通報装置とペンダント機器を設置              | 65歳以上のひとり暮らし高齢者など・高齢者のみの世帯の人・重度の身体障がい者のみの世帯の人                                     |

## 子育て

### 子どもの健康

### 健康課

#### 》妊娠届・妊産婦相談・妊産婦健康診査など

##### 母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、妊娠届を出してください。

##### 妊婦健康診査受診券交付

母子健康手帳交付時に受診券を渡します。大阪府内の医療機関で利用できます。(多胎妊娠は別途増額あり)

##### 妊婦歯科健康診査

妊娠期間中1回指定医療機関で歯科健診を無料で受診できる受診券を渡します。富田林歯科医師会管内の歯科医院で利用できます。

##### 新生児聴覚検査

妊娠8カ月頃に受検票を渡します。大阪府内の医療機関で利用できます。

##### 産婦健康診査

産後2週間頃に1回と産後1カ月頃に1回、医療機関で健診を受ける受診券を渡します。大阪府内の医療機関で利用できます。

##### 産後ケア事業

医療機関においてショートステイ(宿泊型)とデイサービス(日帰り型)の育児支援を実施します。(自己負担あり。)

**対象** 生後4カ月未満の母子で一定の要件に該当する人

#### 》乳幼児健康診査

##### 保健センターでの健診

|              |          |
|--------------|----------|
| 4カ月児健康診査     | 2カ月に1回実施 |
| 1歳児健康診査      | 2カ月に1回実施 |
| 1歳6カ月児健康診査   | 3カ月に1回実施 |
| 2歳6カ月児歯科健康診査 | 3カ月に1回実施 |
| 3歳6カ月児健康診査   | 3カ月に1回実施 |
| 5歳児健康診査      | 4カ月に1回実施 |
| 歯科フォロー健診     | 3カ月に1回実施 |
| 予約健診         | 予約制      |

##### 医療機関での健診

|               |             |
|---------------|-------------|
| 乳児一般(1カ月)健康診査 | 4カ月までの乳児    |
| 乳児後期健康診査      | 9カ月～1歳までの乳児 |

#### 》訪問・相談

| 事業名                           | 対象者                 | 内容                                                                                                                       |
|-------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新生児・産婦訪問<br>(こんにちは赤ちゃん事業を兼ねる) | 新生児～4カ月頃までの乳児とその保護者 | 赤ちゃんを出産した全ての家庭を保健師が訪問します。子育てに関する情報をお知らせしたり、赤ちゃんの成長や発達について、また、心配なことや困ったことがあれば何でも相談できます。出生届時に保健センターで(または電話で)訪問時期の希望をお聞きます。 |
| 健康・育児・発達など相談、家庭訪問(保健師)        | 乳幼児とその保護者           | 子どもの成長・発達についてや子育てについて、家族の健康についてなど、心配なことや困ったことがあれば何でも相談できます。(詳しくは問い合わせください。)                                              |
| 栄養相談、家庭訪問(管理栄養士)              |                     |                                                                                                                          |
| ペアレントトレーニング                   |                     | 『ほめる子育てのコツ』を学ぶ、保護者のための5回コースの講座です。(詳しくは問い合わせください。)                                                                        |
| 歯科相談(予約制)                     | 妊産婦・乳幼児             | 歯科衛生士による歯科に関する個別相談                                                                                                       |
| ひまわり計測・育児相談                   | 0歳～1歳頃までの乳幼児        | 保健師による計測と育児相談                                                                                                            |

#### 》教室など

| 事業名            | 対象            | 内容                    |
|----------------|---------------|-----------------------|
| 両親教室・妊婦教室(予約制) | 妊婦とそのパートナー、家族 | 希望に合わせた内容、沐浴実習など      |
| 離乳食講習会(予約制)    | 1歳頃までの乳児の家族   | 管理栄養士の話、離乳食の試食、育児相談など |

広告

コープの宅配がお買い物の手間や悩みを解決します。



くらしに笑顔をお届けします  
大阪いずみ市民生活協同組合 0120-031-001  
堺市堺区南花田口町2-2-15

## 》 予防接種

### 定期予防接種

| 種別                          | 対象年齢                                                                                                |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ヒブ(Hib)                     | 生後2カ月～5歳未満                                                                                          |
| 小児用肺炎球菌                     | 生後6週～24週または32週                                                                                      |
| ロタウイルスワクチン                  | 生後6週～24週または32週                                                                                      |
| B型肝炎                        | 1歳未満                                                                                                |
| BCG(結核)                     | 1歳未満                                                                                                |
| 水痘(水ぼうそう)                   | 1歳～3歳未満                                                                                             |
| 4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)    | 生後2カ月～7歳6カ月未満                                                                                       |
| 5種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) | 生後2カ月～7歳6カ月未満                                                                                       |
| 2種混合(ジフテリア・破傷風)(DT)         | 11歳～13歳未満                                                                                           |
| 麻しん・風しん2種混合(MR)             | 第1期:1歳～2歳未満<br>第2期:就学前の1年間<br>第5期:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性のうち、令和7年3月31日までに抗体検査を実施し、風しんの抗体が不十分であった人 |
| 日本脳炎                        | 第1期:生後6カ月～7歳6カ月未満<br>第2期:9歳～13歳未満                                                                   |
| 子宮頸がん(HPV)                  | 小学6年～高校1年生相当の女子                                                                                     |

### 任意予防接種の費用助成

| 種別          | 対象年齢      |
|-------------|-----------|
| 流行性耳下腺炎ワクチン | 1歳～小学校就学前 |
| B型肝炎ワクチン    | 1歳～小学6年生  |

## 子育て支援

## こども課

### 》 こども家庭センター

すべての妊産婦、子育て世帯の相談支援の窓口です。妊娠前から子育て期まで安心して子育てができるよう、切れ目のない支援体制をサポートします。

**主な事業** 出産祝い事業、すくすく子育て応援事業、子育て短期支援事業短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業、臨床心理士(公認心理師)・発達相談員による発達相談、児童虐待相談(通告)窓口など

### 》 児童手当

受給するためには認定請求が必要です(請求日の属する月の翌月分から支給されます)。

|              |                                                                                                                          |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受給者          | 18歳までの児童を養育している人                                                                                                         |
| 支給時期         | 毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれ前2カ月分を支給                                                                                       |
| 児童1人あたりの支給月額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●3歳未満 15,000円(第3子以降は30,000円)</li> <li>●3歳～高校生年代 10,000円(第3子以降は30,000円)</li> </ul> |

※住所、受給者、児童数、前年度の所得金額などに変更があった場合や、公務員となり職場から支給されるようになった場合は、必ず届出てください。異動が月末に近い場合、申請日が翌月であっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

## 》 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するための手当です。ただし、所得による一定の支給制限があります。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受給者  | 次のいずれかにあてはまる18歳到達後の最初の年度末までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護している母または監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育者の人<br>①父母が婚姻を解消した児童(事実上の婚姻関係にあった場合も含む)<br>②父または母が死亡した児童<br>③父または母が政令で定める一定の障がいの状態にある児童<br>④父または母の生死が明らかでない児童<br>⑤父または母から1年以上遺棄されている児童<br>⑥父または母が裁判所からの保護命令(その児童の母または父の申立てにより発せられたものに限る)を受けた児童<br>⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童<br>⑧母が婚姻によらないで出産した児童 |
| 支給時期 | 毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前2カ月分を支給                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

※次のいずれかにあてはまるときは、手当を受けることはできません。

- 受給者である父母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- 対象児童が里親に委託、児童福祉施設に入所しているとき
- 受給者でない父または母と対象児童が生計を同じくしているとき(ただし、その父または母が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く)
- 父または母の配偶者に養育されているとき(配偶者には、住民票上や実態上の同居など、婚姻の届出をしていないが、社会通念上客観的に婚姻関係と同様の事情にある者も含む)

### 》 特別児童扶養手当

障がい児を育てている家庭を援護し、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 受給者  | 20歳未満の政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父または養育者の人 |
| 支給時期 | 毎年4月、8月および11月                            |

- 障がいの判定は、原則として診断書で行います(身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの場合は、診断書の提出を省略できることがあります)。
- 所得額による一定の支給制限があります。

## 医療費助成制度

## こども課

入院・通院・調剤などにかかる保険適用の医療費を対象に助成を行っています。

### 対象

|          |                                                                                                                                                                            |                           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 子ども医療    | 高校3年生相当年齢までの児童(18歳到達後の最初の年度末まで)                                                                                                                                            | 所得制限なし                    |
| ひとり親家庭医療 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭の18歳到達後の最初の年度末までの児童</li> <li>②①の児童を養育する父、母または養育者</li> <li>③裁判所から配偶者暴力など(DV)に関する保護命令が出されたDV被害者と児童(18歳到達後の最初の年度末まで)</li> </ul> | 所得制限あり<br>※児童扶養手当の所得制限と同じ |



## 助成内容

| 種 類            | 自己負担金額                                   | 内容・補足                                                                                                                                           |
|----------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入院             | 1日 500円<br>※同月3日目以降は0円(全額助成)             | 入院した際の保険診療医療費が対象となり、検査・手術費用も含まれます。差額ベッド代や診断書の作成などの保険適用外は、助成の対象になりません。18歳までの子どもについては、食事代を全額助成します。                                                |
| 外来受診<br>※歯科も含む | 医療機関ごと<br>1日最大 500円<br>※同月3回目以降は0円(全額助成) | 外来を受診した場合の保険診療医療費が対象です。保険診療医療費が500円に満たない場合は、その額が自己負担金額です。                                                                                       |
| 調剤薬局           | 0円(全額助成)                                 | 外来受診によって処方された保険適用分の薬が対象です。                                                                                                                      |
| 治療用装具          | 0円<br>※保険適用の範囲内で全額助成                     | 怪我や病気などの治療のため、医師の指示に基づいて装具を作製した場合に、保険適用の範囲内で助成します。(弱視用メガネ・コルセット・義足 など)<br>まずは健康保険で払い戻しの手続きを行ってください。健康保険適用額の助成を受け、残りの自己負担金額(2割または3割相当額)を村が助成します。 |

※同じ医療機関でも、「入院」と「通院」の日数は別カウントです。また、同じ医療機関で「歯科」と「それ以外の診療科」にかかった場合も、同様です。

※1カ月の間に複数の医療機関を受診し、支払った自己負担金額が2,500円を超えた場合、払い戻しの手続きにより、超過分の金額をお返しします(領収書と通帳が必要です)。

※大阪府内の医療機関にかかるとき、健康保険証とともに医療証を必ず提示ください。

※大阪府外で受診した場合は、保険診療医療費を一旦窓口で負担していただき、後日払い戻しの手続きが必要です。領収書と通帳が必要です。

## 地域子育て支援拠点「ひまわり」

## ☎ こども課

子育て親子の交流を図り、育児相談などを実施するなど、子どもの健やかな成長および子育て家庭を支援することを目的とした村の直営施設です。保育士が常時いますので、育児のことで困ったことがあれば気軽に相談できます。

|         |                                                                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開室曜日・時間 | 月・水・金曜日(午前10時～午後4時)、第2土曜日(午前10時～午後4時)                                                                                                    |
| 場所      | 千早赤阪村立保健センター2階                                                                                                                           |
| 利用できる人  | 村に居住する0歳～就学前の子どもおよびその保護者。<br>村に居住の祖父母などが一時的に預かっている村外在住の0歳～就学前の子どもも利用できます。<br>※村外在住の子どもが利用する時は、村に居住する保護者と一緒に来室してください                      |
| イベント    | 絵本読み聞かせ 第1水曜日 からだ遊び 第2金曜日<br>リズム遊び 第3金曜日 計測・育児相談 第4金曜日<br>英語教室 第4水曜日 わくわくLand 第2水曜日<br>離乳食講習会 偶数月第3水曜日<br>その他、工作・お絵かき・季節のイベントなどを予定しています。 |
| 子育て育児相談 | 電話相談 開室日の午後1時～3時30分<br>面接相談 要予約                                                                                                          |

## 認定こども園

## ☎ こども課

| 名 称     | 住 所  | 電話番号    | 定 員 | 運営主体          |
|---------|------|---------|-----|---------------|
| げんきこども園 | 水分59 | 72-7868 | 85名 | 社会福祉法人千早赤阪福祉会 |

### 》入園申し込み

- ①4月1日からの入園希望の受付は、広報紙などで案内します。
- ②年度途中から入園を希望する場合は、原則として入園希望月(月の初日の場合)の1カ月前から20日(20日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日)を期限として、随時申し込みを受け付けています。

### 》保育料(利用者負担額)

国の制度では満3歳未満の3号認定こどもについては、住民税非課税世帯のみが無償とされていますが、村の独自施策として、認定こども園などの保育料を保護者の所得に関係なく無償としています。

## 放課後児童健全育成事業(学童保育)

## ☎ こども課

保護者などが働いているなどの理由により、昼間家庭にいない児童を対象に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。



## 教育

### 小学校・中学校

### 固 教育課

#### 》千早赤阪村立小・中学校一覧表

##### 小学校

| 名称             | 住所       | 電話番号    |
|----------------|----------|---------|
| 千早赤阪村立赤阪小学校    | 水分56     | 72-0205 |
| 千早赤阪村立千早小吹台小学校 | 小吹68-780 | 72-7100 |

##### 中学校

| 名称        | 住所   | 電話番号    |
|-----------|------|---------|
| 千早赤阪村立中学校 | 東阪25 | 72-0004 |

#### 》入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校および入学期日を記載した就学通知書を送付します。次の場合は、教育課まで連絡ください。

- 就学通知書が届かないとき
- 就学通知書を受け取った後に転居、転出するとき
- 就学通知書の記載内容に誤りがあるとき
- 国立、府立、私立の学校に入学するとき
- 心身に障がいのある場合や病弱により、入学先の変更、または延期をしたいとき

#### 》就学時健康診断

小学校へ入学する前年の11月に健康診断を行います。10月中旬までに保護者宛に通知します。

#### 》転校手続き

##### 千早赤阪村から転出するとき

転校などの予定がある場合は、事前に教育課および学校へ連絡ください。

- ①転出の手続き…住民課で転出の手続きを行ってください。
- ②転学の手続き  
在籍している学校で転校先に提出の必要な在学証明書などの書類を受け取り、その書類を転校先の学校へ提出ください。

##### 千早赤阪村内で転居するとき

- ①転居の手続き…住民課で転居の手続きを行ってください。
- ②転入学手続き  
在籍している学校で転校先に提出の必要な在学証明書などの書類を受け取り、その書類を転校先の学校へ提出ください。

#### 》就学援助制度

千早赤阪村では、子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないように、就学に必要な費用の援助を行っています。

**援助内容** 学用品費、修学旅行費など小・中学校で必要な費用の一部。

**申請時期** 毎年4月上旬～5月末日（この期間以外でも随時受付をします。）

※前年度に認定された人で、引き続き援助を希望する人も、再度申請が必要です。

#### 》指定校変更・区域外就学制度

保護者や児童・生徒の諸事情により、千早赤阪村内の指定された学校以外の学校、千早赤阪村外の学校への就学を希望される場合、一定の基準を満たせば許可により他学区、他市町村の小・中学校に就学できることがあります。

### 社会教育施設一覧

### 固 教育課

#### 生涯学習・文化施設

| 名称             | 所在地      | 電話番号             | 案内など                                                                                               |
|----------------|----------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| くすのきホール／図書室    | 水分263    | 72-1300          | 開館時間<br>午前9時～午後9時<br>図書室開室時間<br>午前10時～午後5時<br>休館日<br>月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始<br>図書室休室日<br>月曜日、祝日、年末年始 |
| 千早赤阪村コミュニティホール | 小吹68-780 | 72-1300（くすのきホール） | 開館時間<br>午前9時～午後9時<br>休館日<br>年末年始                                                                   |
| 村立郷土資料館        | 水分266    | 72-1588          | 開館時間<br>午前9時～午後5時<br>※最終入館は午後4時30分<br>休館日<br>月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始                                  |

#### スポーツ施設

| 名称             | 所在地     | 電話番号                | 案内など                                                |
|----------------|---------|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 千早赤阪村B&G海洋センター | 東阪255-1 | 72-7183             | アリーナ<br>バスケット、バレー、卓球など<br>休館日<br>月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始 |
| 村民運動場（多目的運動広場） | 東阪117-5 | 72-7183             | 休場日<br>月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始                           |
| テニスコート         | 東阪121-1 | 72-7183（B&G海洋センター内） | ハードコート2面<br>休場日<br>月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始               |

**予約方法** 窓口にお越しください。（スポーツ施設はオーパスを使ったネット予約可。）

**料金案内** ホームページを参照ください。



広告

#### 工作機械と省力化機械の修理・メンテナンス



千早赤阪村大字中津原 707 番地  
TEL 0721-70-2222

エーワイマシンサービス株式会社 検索



## 上水道

大阪広域水道企業団 南河内地域水道センター

### 》水道工事に関する問い合わせ

家庭の水道工事をする場合は、大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者（ホームページ「大阪広域水道企業団」参照）に問い合わせください。

#### 水道の各種届出

- ①水道の使用を開始するとき
- ②水道の使用を止めるとき（引越など）
- ③所有者や使用者の名義が変わるとき
- ④建物の解体などに水道を使用するとき

#### 検針と水量のお知らせ

検針員が水道メーターを確認し、使用水量に応じて、水道料金および下水道使用料を計算し、「上下水道使用量・料金等のお知らせ」をポストなどへ投函しますので、確認ください。

#### 上水道料金のお知らせ

水道料金

料金の計算は、次の計算例のようになります。

水道料金＝〔基本料金（メーター口径別）＋従量料金〕×1.1（1円未満は切り捨て）

※料金表（1カ月）

| メーター口径 | 基本料金    |
|--------|---------|
| 13mm   | 1,180円  |
| 20mm   | 1,300円  |
| 25mm   | 1,530円  |
| 30mm   | 4,540円  |
| 40mm   | 8,070円  |
| 50mm   | 14,740円 |
| 75mm   | 32,440円 |

| 従量料金（1㎡につき） |      |
|-------------|------|
| 1㎡～10㎡      | 100円 |
| 11㎡～20㎡     | 185円 |
| 21㎡～30㎡     | 230円 |
| 31㎡～40㎡     | 260円 |
| 41㎡以上       | 285円 |

【計算例】

水道メーター口径13ミリメートルで20立方メートル使用した場合の水道料金

〔基本料金（1,180円）＋従量料金（100円×10立方メートル＋185円×10立方メートル）〕×1.1＝4,433円

※上水道料金は算出した額に消費税および地方消費税が加算されます。

### 》水漏れの調べ方

いつもどおりの生活なのに、急に使用水量や料金が増えたときは給水装置からの水漏れが考えられます。水漏れの有無は次の手順でメーターを点検することにより確認できます。

すべての蛇口を閉める

全自動洗濯機などの機器類を確認

トイレに水が流れていないか確認する

便器の中も確認

水道メーターのパイロット（銀色の星マーク）が止まっているか確認する

止まっている

回っている

漏水はありません。

漏水しているかも知れないので大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者に連絡。

水道水が変だな？と感じたら、飲むことを控えてください。また、南河内地域水道センターに連絡ください。

広告

## 水道局指定工事店/水道有資格工事店 水道修理サポートセンター

大阪広域水道企業団指定事業者 指定番号 第884号



近くの作業スタッフが  
最短30分で駆けつけます！

トイレ

キッチン

お風呂

洗面所

給湯器

洗濯機

散水栓

排水枡

排水溝

店舗/事業所

水漏れやつまりなどの

トラブルでお困りの方は



通話料無料

24時間365日受付

0120-967-192



株式会社 コネクトライフ

【本社】大阪府堺市堺区向陵西町4-7-26

## 》下水道使用料

宅地内の排水設備工事が完了しますと、生活雑排水(便所、台所、風呂場の排水)が下水道に流れますので、使用者より「下水道使用料」をいただきます。

下水道使用料は水道の使用量に応じて決まり、水道料金と一緒に納めてください。

また井戸水を使っている場合は別途使用水量を認定し、加算します。

・下水道使用料

※下水道使用料(1カ月)

| 区分   | 基本料金 | 従量料金(1㎡につき) |         |          |        |
|------|------|-------------|---------|----------|--------|
| 一般汚水 | 320円 | 1~10㎡       | 11~20㎡  | 21~30㎡   | 31~40㎡ |
|      |      | 85円         | 105円    | 125円     | 150円   |
|      |      | 41~50㎡      | 51~100㎡ | 101~200㎡ | 201㎡以上 |
|      |      | 170円        | 190円    | 210円     | 230円   |

※下水道使用料は、算出した額に消費税および地方消費税が加算されます。

※1円未満の端数金額が生じた場合は切り捨てます。

## 》水洗化・排水設備工事

公共下水道が使用可能な地域(供用開始済み区域)で、くみ取り便所のある家庭はくみ取り便所を3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。

また、台所、洗濯、風呂場などの雑排水も一緒に公共下水道へ接続することが義務づけられています。

なお、し尿浄化槽を使用している場合も浄化槽を廃止して公共下水道に接続ください。

※宅地内の水洗化工事や排水設備工事にかかる費用は個人負担。

## 》排水設備工事は排水指定業者へ

排水設備工事を実施する場合は、下水道の使用ができる区域および下水道受益者負担金・分担金の納付状況を確認し、排水設備工事指定業者へ申し込みください。

排水設備工事は、指定業者でなければ施工できません。指定業者は排水設備工事の見積りや役場への排水設備工事の申し込みなどを代行して手続きを行います。

## 》水洗化工事の融資あっせん制度

公共下水道が使用できるようになってから、3年以内に既設のくみ取り場所(し尿浄化槽による便所を含む)を水洗便所に改造する場合は、費用負担を少しでも軽くするため、次のような融資あっせん制度を設けています。(新設・建替工事は対象外です)

**融資の額** くみ取り便所(1戸につき)60万円以内  
し尿浄化槽(1戸につき)45万円以内

**償還の方法** 貸付月の翌月から36カ月均等払い

**利子はありません。**

## 》受益者負担金制度

公共下水道が整備されると、し尿、生活排水などが衛生的に処理できるようになります。利益を受ける土地が限られることから、利益を受ける土地所有者などから公共下水道の建設に要する費用の一部を負担ください。受益者負担金は土地の面積(1平方メートル当たり680円)に応じて一度だけ負担ください。

(例)土地100坪(330.58平方メートル)所有している場合  
 $330.58 \times 680 = 224,790$ 円(10円未満の端数は切り捨てます。)

### 納付方法

#### 分割納付の場合

3年分割で、毎年2期ずつ納期を設け、計6期で納めてください。

各年度の納付期限は、

第1期:7月1日から同月31日まで

第2期:12月1日から同月25日まで

#### 一括納付の場合

賦課初年度の第1期納付期限までに全額納付すると、一括納付報奨金が交付されます。

報奨金は14パーセントです。

(例)224,790円を一括納付する場合

$224,790 \times 0.14 = 31,470$ (10円未満の端数は切り捨て。)

納める金額

$224,790 - 31,470$ (一括納付報奨金) = 193,320円



水道・下水道

広告

おかげさまで創業60年  
くらしの「いつも ずっと」を支えます



藤野興業株式会社

富田林市山中田町一丁目11番8号



## ごみ

## 農林環境課

### 》ごみの区別と収集日

| 区分・収集日    | 種類                             | 出し方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ(シール必要) | もえるごみ<br>毎週2回<br>火・金曜日         | 生ごみ類/紙くず類/木くず類/皮革類/プラスチック類など<br>◎推奨ごみ袋に入れて出してください。<br>◎袋の口はしっかりしばってください。<br>◎残飯、生理用品、オムツなど見られたくないごみは、レジ袋などで包み、推奨ごみ袋に入れてください。<br>※シールがないものは収集できません。                                                                                                                                                                          |
|           | 粗大ごみ<br>毎月1回<br>第1水曜日          | 家具・寝具類(ベッドのスプリング入りマットは収集できません)/家電製品類(家電4品目およびパソコンは除く)/金属類/食器類/ガラス類など<br>◎石油ストーブなどは灯油を抜き、乾電池を外してください。<br>◎竿や植木の剪定枝は、直径15センチメートルまでの太さで、長さ1.5メートルまでに切り、片手で持てるぐらいの大きさに束ねてください。<br>◎布団、カーペット、座布団などは十文字にひもをかけ、片手で持てるぐらいの大きさに束ねてください。<br>◎安全のため、食器類、ガラス類、刃物類については、新聞紙などに包んでください。<br>◎小物類については、袋が破れない限り、他のものと一緒にに入れて、シール1枚を貼ってください。 |
| 資源(シール不要) | 缶・ビン<br>毎月1回<br>第4水曜日          | 缶類/ビン類<br>◎推奨ごみ袋に入れて出してください。<br>◎ビン類のふたや栓は取ってください。用途に応じた収集日に出してください。<br>◎一斗缶は「粗大ごみ」に出してください。◎耐熱ガラスは入れないでください。                                                                                                                                                                                                               |
|           | ペットボトル<br>毎月1回<br>第3水曜日        | このマークがついた「ペットボトル」だけが収集できます。<br>飲料用/酒類用/調味料<br>◎推奨ごみ袋に入れて出してください。<br>◎汚れや油脂分の取れないものは「もえるごみ」に出してください。<br>◎キャップやラベルはプラスチック製容器包装として出してください。                                                                                                                                                                                     |
|           | プラスチック製容器包装<br>毎月2回<br>第2.4木曜日 | このマークがついた「プラスチック製容器」だけが収集できます。ボトル/発泡スチロール製緩衝剤/バック/トレイ/袋/カップ<br>◎推奨ごみ袋に入れてください。<br>◎汚れや油脂分の取れないものは「もえるごみ」に出してください。<br>◎プラスチック製容器包装以外の素材は取り除いてください。(取り除けない場合はそのまま出してください。)                                                                                                                                                    |

※ごみは収集日の当日、午前7時までにお願いします。

※資源ごみは、レジ袋などに入れず、推奨ごみ袋に直接入れて出してください。スプレー缶・カセットボンベは、必ず使い切ってから空き缶・空きビンの収集日に出してください。

※中身の見えないダンボールや、黒いごみ袋では出せません。

### 》ごみシール制について

千早赤阪村では、ごみ減量対策の一環として、一般家庭のごみシール制を実施しています。

- 無料シールの有効期限は2年間です。
- 有効期限の切れているシールは使用できません。
- シールはごみ袋上部の見えやすいところにしっかりと貼ってください。
- 無料シールがなくなった場合は、農林環境課および小吹台連絡所で有料シールを購入ください。

有料シール(有効期限なし)

| 内容    | シールの種類   | 1枚単価 |
|-------|----------|------|
| もえるごみ | 30ℓ袋用シール | 50円  |
| もえるごみ | 45ℓ袋用シール | 100円 |
| 粗大ごみ  | 粗大ごみ用シール | 500円 |



### 》ごみ処理券(シール)の配布について

#### 1年分の配布枚数

もえるごみ専用無料シール

| シールの色                         | 世帯人数     | 配布枚数 |
|-------------------------------|----------|------|
| 年度ごとに色が変わります<br>(使用期限はシールに記載) | 1人から2人まで | 110枚 |
|                               | 3人から4人まで | 220枚 |
|                               | 5人から6人まで | 280枚 |
|                               | 7人以上     | 340枚 |

粗大ごみ専用無料シール

| シールの色                         | 世帯人数  | 配布枚数 |
|-------------------------------|-------|------|
| 年度ごとに色が変わります<br>(使用期限はシールに記載) | 全ての世帯 | 36枚  |

※上記のとおり、世帯人数により無料シールの配布枚数が決まっています。資源ごみの分別など、ごみの減量化に協力いただき、計画的なシールの使用をお願いします。

### 》焼却場へのごみの持込み

#### 南河内環境事業組合第1清掃工場

富田林市大字甘南備2345番地 ☎33-6584

臨時に発生したごみを有料で焼却場(南河内環境事業組合)へ持込むことができます。

※詳細については南河内環境事業組合のホームページまたは焼却場へ問い合わせください。

#### 持込方法

ごみを車に積んで、焼却場(南河内環境事業組合第1清掃工場)へ搬入ください。

受け付けは焼却場で行います。

受付時間 平日午前9時30分～午後4時30分

料金 20キログラムにつき340円

- ※通常の収集で出せないごみは処理できません。
- ※持ち込みできないものの処分については、農林環境課まで問い合わせください。
- ※産業廃棄物は持込めません。

## 》家電リサイクル対象機器

### 粗大ごみには出せません

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は下記の方法で処分してください。

#### 1.家電小売店への申し込み

その製品を購入した家電小売店、買い換える場合は、新たに購入する家電小売店に引き取りの義務がありますので、まずは家電小売店に相談ください。

#### 2.家電リサイクル法による処分

郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入しリサイクル料金を振込んだ上、農林環境課にリサイクル券を持参ください。収集運搬料金(1台につき2,700円)をお支払いいただくと手続きが完了します。家電の引取りは後日になります。

※メーカーや製品のサイズによりリサイクル料金が異なりますので、郵便局で「郵便局手続き用リサイクル料金表」を参照ください。

※ご自身で指定引取所へ持込む場合、収集運搬料金はかかりません。

#### 3.村では、リネットジャパンリサイクル株式会社及びSGムービング株式会社と連携協定を締結し、便利な自宅回収を実施しています。

- 回収手続きは、インターネット・お電話で行います。
- リビングやキッチンなどの宅内からの搬出に対応します(重たい家電を動かす必要がありません)。
- リサイクル券の事前購入は不要です(回収時に直接支払い)。

下記のWEB・TELに問い合わせください。

<https://www.sg-renet.jp/>

☎0570-056-006 (SGムービング株式会社)

#### ※「家電リサイクル券センター」

ホームページアドレス:<https://www.rkc.aeha.or.jp>

フリーダイヤル:0120-319640

受付時間:午前9時～午後6時(日・祝休み)



## 》携帯電話

- このロゴマークのある携帯各社ショップでメーカーを問わず無償で回収しています。



モバイルリサイクルネットワーク  
各社ショップで回収可能

## 》パソコン

本体・ディスプレイは粗大ごみには出せません

- パソコンはそれぞれのメーカーに問い合わせください。メーカー不明の場合や、自作パソコンなどについては

一般社団法人パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685に問い合わせください。

- 村では、リネットジャパンリサイクル(株)と連携協定を締結し、便利な自宅回収を実施しています。回収料金は無料です。

下記のWEB・TELに問い合わせください。

<https://www.renet.jp/>

☎0570-085-800 (リネットジャパンリサイクル株式会社)

※周辺機器(キーボードなど)は粗大ごみとして出してください。



## 》二輪車(自転車を除く)

- 購入店または「二輪車リサイクルコールセンター」に相談ください。粗大ごみでは出せません。

☎050-3000-0727

## 》古紙回収

実施している団体の収集日に出してください。

地区の子ども会や自治会などで集団回収に取り組んでいます。新聞・雑誌・段ボール・古布・牛乳パックなどを回収しています。地区で実施していない場合はもえるごみまたは粗大ごみとして出してください。



## 》廃食油の回収について

村では、役場1階村民情報スペースに回収ボックスを設置しています。家庭から出る廃食用油の回収をしています。回収された廃食用油は、バイオディーゼル燃料やせっけんなどにリサイクルされ、温室効果ガスの排出削減や循環型社会の実現に資することができます。なお、油は冷めてからもともと入っていたポリ容器またはペットボトルなどに入れて持ち込みをお願いします。



広告

# おかげさまで創業60年

## くらしの「いつも ずっと」を支えます



藤野興業株式会社

富田林市山中田町一丁目11番8号



## 》ニカド・ニッケル水素・リチウムイオン電池

火災事故の原因になるため、役場1階村民情報スペースにリサイクル回収ボックスを設置しています。対象の電池は、携帯電話、デジカメ、ビデオカメラ、ゲーム機、モバイルバッテリー、コードレス電話、電動アシスト自転車、シェーバーなどに使用されている「ニカド電池」「ニッケル水素電池」「リチウムイオン電池」です。3つのリサイクルマークが目印です。



## 》収集できないごみ

まずは購入店に相談ください！

### 危険物

ガスボンベ・消火器・劇薬・灯油・廃油・バッテリーなど



### 大型機器・機材

農機具・農業用塩ビ・ピアノ・温水器・耐火金庫・タイヤなど



大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しています。

### 廃材・その他

ブロック・れんが・瓦・土砂・コンクリート・石など

## 》し尿(くみ取り)・浄化槽

### 手数料

| 区分 | 種類                                           | 算定に用いる<br>数値       | 単価(月額)<br>消費税含          |
|----|----------------------------------------------|--------------------|-------------------------|
| 1  | 定額                                           | 普通トイレ              | 汲み取り人口<br>1人につき<br>445円 |
|    |                                              | 無臭トイレ              | 汲み取り人口<br>1人につき<br>445円 |
|    |                                              | 便槽数                | 1便槽につき<br>285円          |
|    |                                              | 簡易水洗トイレ            | 汲み取り人口<br>1人につき<br>890円 |
| 2  | 併設<br>加算額                                    | 一家庭で便槽が<br>2以上ある場合 | 1便槽増すご<br>とに1回<br>200円  |
| 3  | 人員により算定の難しい<br>ものまたは著しく実情に<br>そぐわないと村長が認めるもの | 汲み取り量              | 1%につき<br>7円             |
| 4  | 臨時的な処理<br>(村の収集計画日以外の<br>収集申し込み)             | 1回につき              | 1,500円                  |
|    |                                              | 1%につき              | 7円                      |

備考

1. 汲み取り人口とは、当該汲み取り月の前月末の汲み取り人口をいう。
2. 便槽数とは、当該汲み取り月の前月末の便槽数をいう。

## 》ペット・動物

### 飼い犬登録と予防注射

#### 飼い犬登録

生後91日以上の子犬を飼っている飼い主は、狂犬病予防法に義務付けられている飼い犬登録を行ってください。登録内容に変更(死亡・転入・転出)がある場合は、農林環境課まで届出ください。

#### 狂犬病予防注射

飼い犬は毎年1回狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。動物病院などで料金を支払い、必ず受けてください。

#### 料金

|           |        |
|-----------|--------|
| 飼い犬登録手数料  | 3,000円 |
| 注射済票交付手数料 | 550円   |

### ペットが亡くなったときは

役場に直接持ち込みされる場合…1体 2,700円

土・日曜日、祝日および年末年始については、役場警備員が預かります。

自宅への引き取りを希望される場合…1体 3,700円

平日の午前9時から午後5時30分まで、引き取り可能です。土・日曜日、祝日および年末年始については、引き取り業務は行っていません。

※いずれの場合も、合同焼却のため、お骨などの返却はできません。

詳しくは、農林環境課まで問い合わせください。

※飼い犬登録をしている犬が亡くなった時は、農林環境課へ届出が必要です。

## 役場内簡易郵便局

### 図 役場内簡易郵便局

役場内簡易郵便局で取り扱える業務は下記のとおりです。(年末年始、土・日曜日、祝日は取り扱っていません。)周辺の郵便局とは違う場合がありますので、ご注意ください。

※ATMはありません。

【郵便業務取扱一覧 平日午前9時～午後5時】

郵便物、切手・葉書・印紙の販売、ゆうパック、レターパック

【貯金業務取扱一覧 平日午前9時～午後4時】

貯金、振替、為替、ゆうちょ口座への送金、配当金の支払い、キャッシュカードでの取り扱い

【保険業務取扱一覧 平日午前9時～午後4時】

保険料の受け入れ(生命保険の新規契約は不可)

【カタログ販売 平日午前9時～午後4時】

申し込み



# 相談

## 相談

| 相談内容    | 詳細                                                                            | 日時                                   | 機関名              | 電話番号    |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------|---------|
| 行政相談    | 府・村などをはじめ、警察や国・独立行政法人、公社などのあらゆる行政についての意見や要望に関する相談に、行政相談委員が応じます。               | 毎月<br>第1木曜日<br>午後1時～3時               | 総務政策課            | 72-0081 |
| 人権相談    | 差別、いじめ、嫌がらせなど人権に関する相談に応じます。秘密は厳守します。                                          | 平日<br>午前9時～午後5時                      | 住民課              | 26-7116 |
| 就労相談    | 障がいがある人やひとり親家庭の人、さまざまな要因により希望する職業に就けない人の求職や雇用に関する相談に応じます。(仕事を紹介・斡旋することはできません) | 平日<br>午前9時～午後5時30分                   | 農林環境課            | 26-7128 |
| 消費生活相談  | 専門の相談員が悪質商法や多重債務問題、クーリング・オフ(無条件解約)制度などの消費生活相談に応じます。                           | 平日<br>午前9時～午後4時                      | 富田林市<br>消費生活センター | 25-1000 |
| 無料弁護士相談 | 皆さんの不安や悩みを解消するため借金・家庭・労働問題など法律に関する相談に弁護士が無料で応じます。                             | 奇数月第2金曜日<br>午後2時～4時<br>(要予約、1人30分程度) | 健康課              | 72-0069 |
| 児童家庭相談  | 「しつけの仕方が分からない」「子どもをたたいてしまう」など子育てに関してお悩みの人を対象に相談を受けています。                       | 平日<br>午前9時～午後5時                      | こども課             | 72-0084 |
| 教育相談    | 教育全般に関する相談を受け付けています。<br>(ただし、村内の中学生以下に関する相談に限ります。)                            | 平日<br>午前9時～午後5時30分                   | 教育課              | 72-1300 |
| 心配ごと相談  | 身近な悩みごと、生活、家庭問題や福祉に関する幅広い相談を受けています。                                           | 毎月第1木曜日<br>午後1時～3時                   | 社会福祉協議会          | 72-0294 |

※市外局番は(0721)です

### 行政書士 中上事務所



- ・建設業許可・経審
- ・会社設立・相続・遺言

**お気軽にご相談下さい**

富田林市佐備 1072-2

**TEL 0721-22-5799**

### 遺品整理 家財整理 特殊清掃



お家のかたづけ全般

**ストーリーズ**

遺品整理 特殊清掃 ゴミ屋敷清掃 消臭・脱臭処理 生前整理  
家財整理 住環境整理 合同供養 引越 リサイクル業

家財整理人® ストーリーズ®



ホームページ



LINE

ストーリーズ株式会社 河南町加納777-1



**0120-71-7170**



相談

| 名 称                                      | 場 所             | 連絡先                                  |
|------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------|
| 千早赤阪村役場                                  |                 | 0721-72-0081                         |
| 総務政策課                                    |                 | 0721-72-0081                         |
| 秘書財政課                                    |                 | 0721-72-0082                         |
| 自治防災課                                    |                 | 0721-26-7237                         |
| 税務課                                      |                 | 0721-72-0083                         |
| 住民課                                      |                 | 0721-26-7116                         |
| 健康課                                      | 千早赤阪村大字水分180    | 0721-72-0069(千早赤阪村立保健センター)           |
| 福祉課                                      |                 | 0721-26-7269                         |
| こども課                                     |                 | 0721-72-0084                         |
| 農林環境課                                    |                 | 0721-26-7128                         |
| 都市整備課                                    |                 | 0721-26-7138                         |
| 教育課                                      |                 | 0721-72-1300(くすのきホール)                |
| 議会事務局                                    |                 | 0721-26-7168                         |
| 千早赤阪村役場小吹台連絡所                            | 千早赤阪村大字小吹68-830 | 0721-72-7600                         |
| くすのきホール                                  | 千早赤阪村大字水分263    | 0721-72-1300                         |
| コミュニティホール                                | 千早赤阪村大字小吹68-780 | 0721-72-1300(くすのきホール)                |
| 千早赤阪村郷土資料館                               | 千早赤阪村大字水分266    | 0721-72-1588                         |
| 千早赤阪村B&G海洋センター(村民運動場・村立テニスコート・多目的広場・プール) | 千早赤阪村大字東阪255-1  | 0721-72-7183                         |
| 千早赤阪村立学校給食センター                           | 千早赤阪村大字桐山258    | 0721-72-1112                         |
| 千早赤阪村立中学校                                | 千早赤阪村大字東阪25     | 0721-72-0004                         |
| 千早赤阪村立赤阪小学校                              | 千早赤阪村大字水分56     | 0721-72-0205                         |
| 千早赤阪村立千早小吹台小学校                           | 千早赤阪村大字小吹68-780 | 0721-72-7100                         |
| げんきこども園                                  | 千早赤阪村水分56       | 0721-72-7868                         |
| いきいきサロンやまゆり                              | 千早赤阪村大字小吹68-780 | 0721-72-7005                         |
| いきいきサロンくすのき                              | 千早赤阪村大字二河原邊8-1  | 0721-72-1705                         |
| 千早赤阪村社会福祉協議会                             | 千早赤阪村大字二河原邊8-1  | 0721-72-0294                         |
| 千早赤阪村立保健センター                             | 千早赤阪村大字水分195-1  | 0721-72-0069                         |
| 千早赤阪村地域包括支援センター                          | 千早赤阪村大字水分195-1  | 0721-74-5117                         |
| 千早赤阪村国民健康保険診療所                           | 千早赤阪村大字水分195-1  | 0721-72-0038                         |
| 千早赤阪村国民健康保険千早診療所                         | 千早赤阪村大字千早184-1  | 0721-74-0240                         |
| 道の駅ちはやあかさか 売店                            | 千早赤阪村大字二河原邊7    | 0721-21-7557                         |
| 大阪南消防組合富田林消防署千早赤阪出張所                     | 千早赤阪村大字東阪77-1   | 0721-72-1755                         |
| 富田林警察署赤阪駐在所                              | 千早赤阪村大字水分72-4   | 各駐在所にご用の方は、富田林警察署<br>(0721-25-1234)へ |
| 富田林警察署東阪駐在所                              | 千早赤阪村大字東阪1210-3 |                                      |
| 富田林警察署千早駐在所                              | 千早赤阪村大字千早1033-1 |                                      |
| JA大阪南赤阪支店                                | 千早赤阪村大字水分52-1   | 0721-72-1255                         |
| 大阪森林組合南河内林業総合センター                        | 千早赤阪村大字東阪1238-5 | 0120-630-854                         |
| 千早赤阪小吹郵便局                                | 千早赤阪村大字小吹68-974 | 0721-72-7272                         |
| 役場内簡易郵便局                                 | 千早赤阪村大字水分180    | 0721-72-7016                         |

## 編集後記

「千早赤阪村 暮らしの便利帳」は、千早赤阪村にお住まいの皆さんへ、村の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、村民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、公民協働事業として千早赤阪村と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「千早赤阪村 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんの協力により、行政機関への設置はもとより、千早赤阪村の全世帯へ無償配布することができます。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「千早赤阪村 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和7年9月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続きなどで不明な場合は、各担当課まで問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報として活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

## 千早赤阪村 暮らしの便利帳

令和7年10月発行

発行

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL.06-6766-3333(大代表)

編集協力

千早赤阪村

〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
TEL.0721-72-0081(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 大阪支店

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL.06-6766-3350

※掲載している広告は、令和7年9月現在の情報です。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

無断で複写、転載することとはご遠慮ください。

# かんぱん

各種看板・LEDサイン  
インクジェット出力  
社名板・切文字etc...

## サイン・アート

富田林市新家1丁目2-17(外環状線沿い)

TEL 0721-25-4161

FAX 0721-25-4169

E-mail: signart4161@gaia.eonet.ne.jp

URL: https://www.signart-ad.net



# 松井木材建設

富田林市南大伴町 3-6-29

☎0721-23-2528

暮らし喜びを創造する

無料見積



## 屋根と住まいの事ならお任せ下さい

### 瓦の葺き替え・雨漏り・リフォーム・総合建築業一式



気軽にご相談ください



## 鈴木瓦工務店(株)

Suzuki Kawara

富田林市別井3丁目12-11

☎0721-21-1161



お手伝い業務

- 遺品整理
- 片付け
- 日曜大工
- お掃除
- 仕事応援
- 引越し
- パソコン関連
- 配送配達業務
- 私用のお手伝い
- お車に関する事
- お庭のお掃除 等

## お片付け・お掃除・お引越

リフォーム・住宅改修工事 など



株式会社 ナナイロ

nanairo

屋内外住宅工事全般

- 外構工事
- 電気工事
- 左官工事
- 大工工事
- ガス水道設備工事
- 足場工事
- 防水・塗装工事
- タイル工事
- 屋根・板金工事
- 解体工事
- 畳・美装工事
- 除草工事
- 木の伐採
- お住まいに関する事

お気軽に  
ご相談下さい。

お見積り  
無料!

暮らしのお手伝い、  
お任せください。

あんなことからこんなことまで、幅広く対応できます!

TEL.FAX 0721-98-6464

☎090-3940-0654

太子町聖和台 4-7-4

初回特典あり!!

この「千手お助け 暮らしの便利帳」  
を見た  
とお伝えください。  
(お電話でご連絡にお伝えします)

# おかげさまで創業60年

## くらしの「いつも ずっと」を支えます



アプト・ロード・プログラム甲田桜井線  
平成 24 年 6 月～



アイスピグ管内洗浄工法（特殊シャーベット）  
平成 24 年～



一般廃棄物収集運搬業務  
昭和 40 年～



資源リサイクルセンター（河南町山城）  
平成元年～



浄化槽点検・清掃業務  
昭和 42 年～



下水道管更生工事  
昭和 60 年～



阪神高速 維持・清掃業務  
昭和 60 年～



藤野興業株式会社

富田林市山中田町一丁目11番8号



QC18J0021  
建設業部門



EC18J0022  
建設業部門



AS16J0005  
建設業部門  
下水道部 S-C



CM221

